

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立公文書館		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度	
	主務省令期間	令和 2 年度～令和 6 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	内閣総理大臣			
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	公文書管理課長 前川 紘一郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 永山 寛理

3．評価の実施に関する事項	
独立行政法人国立公文書館の自己評価に対して、「独立行政法人国立公文書館の業務の実績等に関する評価基準」（平成 27 年 6 月 15 日内閣総理大臣決定。令和 5 年 3 月 23 日改正）に基づき、主務大臣による評価を実施。また、評価を行うに際して、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び監事との意見交換会を開催し、意見を聴取。	

4．その他評価に関する重要事項
・特になし。

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は、A評価が4項目、B評価が11項目であることから、全体の評定をBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・重要度「高」、困難度「高」とされた「行政文書等の管理に関する適切な措置」及び「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」について、所期の目標を上回る成果を上げている。 ・重要度「高」とされた「受入れに関する措置」、「展示等の実施」、「デジタルアーカイブの運用及び充実」、「利用者層の拡大に向けた取組」及び「アジア歴史資料センターにおける事業の推進」について、所期の目標を達成している。このうち「展示等の実施」及び「デジタルアーカイブの運用及び充実」は、所期の目標を上回る成果を上げている。 ・その他、「保存に関する措置」、「利用の請求に関する措置」、「地方公共団体、関係機関との連携協力」、「調査研究」及び「国際的な公文書館活動への参加・貢献」について、所期の目標を達成している。 ・「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」について、所期の目標を達成している。 以上を踏まえ、全体としては所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし。
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	国立公文書館の業務は、法令等に従い適正に行われるとともに、年度目標の着実な達成に向け、事業計画に基づき効果的かつ効率的に実施され、その業務実績は国立公文書館による自己評価書において正しく示されている。なお、役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。なお、令和7年6月17日に公文書管理課長との意見交換を実施した。
その他特記事項	特になし。

様式 3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1．国立公文書館事業	B	B	B	B	B	1－1	
（1）行政文書等の管理に関する適切な措置	A○	S○	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	1－1－1	
（2）歴史公文書等の保存及び利用その他の措置							
① 保存に関する適切な措置 ア 受入れに関する措置	B○	B○	B○	B○	B○	1－1－2	
イ 保存に関する措置	B	B	B	B	B	1－1－3	
② 利用に関する適切な措置 ア 利用の請求に関する措置	B	B	B	B	B	1－1－4	
イ 利用の促進に関する措置 i）展示等の実施	B○	B○	B○	A○	A○	1－1－5	
ii）デジタルアーカイブの運用及び充実	B○	B○	B○	B○	A○	1－1－6	
iii）利用者層の拡大に向けた取組	B○	B○	B○	B○	B○	1－1－7	
③ 連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 ア 地方公共団体、関係機関との連携協力	B	B	B	B	B	1－1－8	
イ 調査研究	B	B	B	B	B	1－1－9	
ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献	B	B	B	B	B	1－1－10	
（3）研修の実施その他の人材の養成に関する措置	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>B○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	1－1－11	
2．アジア歴史資料センターにおける事業の推進	A○	A○	B○	B○	B○	1－2	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
※3 主務省令期間で経年表示する。

年度目標（事業計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
2．業務運営の効率化に関する事項								
業務運営の効率化に関する事項		B	B	B	B	B	2	
3．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		B	B	B	B	B	3	
4．その他業務運営に関する重要事項								
その他内閣府令で定める業務運営に関する事項		B	B	B	B	B	4	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	国立公文書館事業		
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定） 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定） 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 8 条（移管又は廃棄）、第 9 条第 4 項（実地調査等）、第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、第 16 条（利用請求）、第 21 条（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）、第 23 条（利用の促進）、第 32 条第 2 項（研修） 国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（保存及び利用）、同項第 2 号（中間書庫）、同項第 3 号（情報の収集、整理及び提供）、同項第 4 号（専門的技術的助言）、同項第 5 号（調査研究）、同項第 6 号（研修）、同項第 7 号（附帯業務）、同条第 2 項（実地調査等）、同条第 3 項第 1 号（地方公共団体への技術上の指導又は助言）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1－1－1、1－1－2、1－1－5、1－1－6、1－1－7、1－1－11 【困難度：高】 1－1－1、1－1－11	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										
	指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
	国立公文書館事業に関する主要なアウトプット（アウトカム）情報については、以下の各項目別評価調書において詳細を記載。										
									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
										令和 2 年度	令和 3 年度
										令和 4 年度	令和 5 年度
										令和 6 年度	
									予算額（千円）	1, 896, 069	1, 830, 830
									決算額（千円）	1, 829, 495	1, 459, 629
									経常費用（千円）	1, 633, 576	1, 557, 386
									経常利益（千円）	△37, 935	284, 269
									行政コスト（千円）	1, 769, 520	1, 671, 861
									従事人員数	65	68

注 1) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の国立公文書館事業の金額を記載。
従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。
注 2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価

				< 評価と根拠 > 評価：B 国立公文書館事業については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 また、全 11 項目のうち、A 評価 5 項目、B 評価 6 項目であった。A 評価とした項目については、以下のとおり。 行政文書等の管理に関する適切な措置のうち、歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言については、レコードスケジュール(行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)を約 353 万件確認し、目標値 350 万件を上回ったことに加え、廃棄協議についても約 403 万件の助言を行った。これに加え、専門的知見に基づく助言等の支援について、令和 6 年度には、国における公文書管理制度の検討や各府省の公文書管理の取組等について、内閣府始め各行政機関を適確に支援することが求められていたところ(困難度高)、これまでの保存期間満了時の措置に対する助言等で蓄積した知見を活用し、保存期間表のあり方等の見直しについて内閣府に助言を行った。また、行政文書の電子的管理に向けて、移管事務の効率化が求められているところ、電子決裁システム(EASY)の改修において、移管事務の様式の統一・削減及び利用制限に関する意見の記述を簡素化する助言を行い、内閣府及びデジタル庁を支援した。また、起案用紙のフォーマットや、移管する電子公文書等のパスワード保護等のチェック機能についてデジタル庁に助言を行った。さらに、内閣府公文書監察室の依頼を受け、公文書管理法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等や組織改編に伴い引き継いだ行政文書ファイル等の適正な管理などを中心に 8 機関の CRO 室と意見交換を行った。併せて、重要経済安保情報保護活用法(令和 6 年法律第 27 号)の施行に伴う当該情報の登録様式ならびに登録内容の整合性に係る論理チェック機能の検証等について、内閣府及びデジタル庁に助言を行った。加えて、公文書管理法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間満了時に採るべき措置別に仕分を集中的に行うにあたり、希望のあった 1 省庁における書庫での現物確認作業に館職員が立会い、行政文書ファイル等約 5 千件の保存期間満了時に採るべき措置について専門的立場から助言を行った。これらの取組は、行政文書の電子的管理や適正な移	評価B < 評価に至った理由 > 国立公文書館事業については、「行政文書等の管理に関する適切な措置」(重要度「高」、困難度「高」)、「研修の実施その他人材の養成に関する措置」(重要度「高」、困難度「高」)、「展示等の実施」(重要度「高」)、「デジタルアーカイブの運用及び充実」(重要度「高」)、について、所期の目標を上回る成果を上げていることから、評価を A とした。 また、「歴史公文書等の受入れに関する措置」(重要度「高」)、「保存に関する措置」、「利用の請求に関する措置」、「利用者層の拡大に向けた取組」(重要度「高」)、「地方公共団体、関係機関との連携協力」、「調査研究」及び「国際的な公文書館活動への参加・貢献」について、所期の目標を達成していることから、評価を B とした。 項目別評価全 11 項目のうち、A 評価 4 項目、B 評価 7 項目であり、全体として、所期の目標を達成していると認められることから、国立公文書館事業の評価を B とした。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 特になし。 < その他事項 > 特になし。
	国立公文書館事業に関する年度目標、事業計画、主な評価指標及び業務実績については、以下の各項目別評価調書において詳細を記載。				

					管の確保など、政府が注力する取組に資するものであり、その当館の貢献度は質的に大きいものと考えている。 これまで新型コロナウイルスの影響により展示会入場者数は大幅に落ち込んだものの、新型コロナウイルス前の水準に戻りつつある。令和6年度においては、集客のために近隣のイベント等と展示会の開催時期を合わせる、時宜を得たテーマの展示会を企画するなどにより、展示会入場者数が40,631人（前年度比約111%、数値目標比約102%）と増加し、数値目標を達成することができた。また、目標数値として設定されたデジタル展示ページビュー数については、「書物を愛する人々」を新たに制作・公開し、アクセス数を伸ばした。さらに、当館SNSで、過去に作成したデジタル展示について、内容紹介や展示資料を紹介するなどの取組を行った結果、1,665,002ページビュー（数値目標比約185%）と、目標を大きく上回った。次に、デジタルアーカイブの運用及び充実については、新たに約211万コマのデジタル画像を提供し令和6年度末までに約3,430万コマをデジタルアーカイブに登載（アジア歴史資料センターへのリンクによる提供分を除く）してインターネットで公開した。また、目標数値として設定されたデジタルアーカイブの総ページビュー数については、SNSによる資料紹介の際にデジタルアーカイブへのリンク情報も併せて発信するなど、継続的な情報発信に取り組んだ結果、9,675,321ページビュー（数値目標比約121%）と目標を上回る成果を得た。 研修の実施その他人材の養成に関する措置のうち、研修の実施については、「研修の受講者の満足度（「満足」・「ほぼ満足」）：90%以上（オンライン形式を含む）」が数値目標に設定され、令和6年度においては、97%となり目標を達成した。研修手法については、引き続き、オンラインでの配信（YouTube Live）のほか、公文書管理研修においては、当日参加できなかった者を対象にアーカイブ動画の情報を研修担当窓口に提供することで、当館主催研修が受講対象機関内で広く活用されるようにしたことにより、多様な受講方法・教材を提供した。また、公文書管理研修の内容について、行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱う等により、研修内容の充実を図った。 次に、認証アーキビストについては、40名からの申請	
--	--	--	--	--	---	--

					についてアーキビスト認証委員会において厳格かつ慎重に審査を行った上で、令和7年1月1日付けで32名を認証し、認証アーキビスト名簿を公表した（合計355名）。また、准認証アーキビストについては、第1回（令和6年2月1日～28日受付）は4月1日付けで128名を認定した。第2回（令和6年4月1日～30日受付）は49名から申請があり、6月1日付けで48名を認定した（4月1日付けの第1回認定と合わせ合計176名）。いずれもアーキビスト認証委員会が、厳格かつ慎重に審査を行った上で認定した。こうして、准認証アーキビストの認定を開始したことは、認証アーキビストとあわせて、全国の公文書管理の専門職の確立の推進及び公文書管理の適正化に寄与するものと考えられ、当館が公文書管理における中核的機能を果たせたものと自己評価している。 以上、全体として所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	行政文書等の管理に関する適切な措置		
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定） 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定） 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 8 条（移管又は廃棄）、第 9 条第 4 項（実地調査等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 2 号（中間書庫）、同項第 4 号（専門的技術的助言）、同条第 2 項（実地調査等）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであるため。 【困難度：高】 国における公文書管理制度の検討や各府省の公文書管理の取組等について、館に蓄積された知見を最大限活用し、専門的技術的助言により内閣府始め各行政機関を適確に支援することが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	専門的技術的な助言の実施件数														
	保存期間満了時の措置の適否	3, 500, 000 件以上	—	3, 592, 232 件	4, 669, 770 件	3, 962, 053 件	3, 531, 789 件		3, 526, 207 件	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 51 の内数
										決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 55 の内数
	廃棄協議	—	—	5, 524, 466 件	3, 370, 955 件	3, 672, 590 件	1, 097, 347 件		4, 025, 447 件	経常費用(千円)	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 28 の内数
	中間書庫の受託実績数														
	受託文書数	—	—	11, 950 冊	12, 918 冊	13, 908 冊	14, 575 冊		15, 312 冊	経常利益(千円)	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 43 の内数
	受託機関数	—	—	9 機関	10 機関	11 機関	11 機関		10 機関	行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 18 の内数
								従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数		

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
i) 公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府その他の行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。	i) 公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府その他の行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行う。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行う。	＜主な定量的指標＞ ・行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認を年間 350 万件以上実施 ＜その他の指標＞ ・各種基準等の運用及び改善に関する内閣府に対する支援状況 ・移管文書の範囲等への議論への参画、助言の状況 ・公文書管理の専門的知識を持つ人材の確保状況 ・ＣＲＯ室との積極的な対話の実施状況 ・歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言 ・歴史的緊急事態への対応に関する行政文書等への助言の状況 ・政府における廃棄協議等に関する業務見直しへの助言の状況 ・デジタル技術を活用した効率的な助言の実施状況 ・中間書庫施設確保及び業務の実施状況 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ・内閣府の第 109 回公文書管理委員会資料における新文書管理システムを見据えた保存期間表の概要について、当館におけるこれまでのレコードスケジュール確認等の経験や知見及び内閣府が示すガイドライン見直しイメージ（第 104 回公文書管理委員会資料）を踏まえた助言を行い、当該助言が反映される形で内閣府への協力を行った。 ・行政文書の電子的管理に向けて、移管事務の効率化が求められているところ、移管事務の様式の統一・削減及び利用制限に関する意見の記述の簡素化等に資する電子決裁システム（E A S Y）の改修について、内閣府及びデジタル庁に助言を行った。また、「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知」において、「標準的フォーマット」が定められたことに伴い、電子決裁システム（E A S Y）の起案用紙が「標準的フォーマット」で作成されるようデジタル庁に助言を行った。また、移管前に電子決裁システム（E A S Y）に登録されている電子公文書等のパスワード保護等の有無のチェック機能について、デジタル庁に助言を行った。 ・行政文書の管理に関するガイドラインの改正（令和 7 年 2 月 14 日）にあたり、重要経済安保情報登録のための電子決裁システム（E A S Y）の改修に向けて、当該情報の登録様式ならびに登録内容の整合性に係る論理チェック機能の検証等について、内閣府及びデジタル庁に助言を行った。 ・閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保しつつ、内閣府公文書監察室の依頼に応じて、8 機関（人事院、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、環境省、防衛省、こども家庭庁）のＣＲＯ室との意見交換に職員延べ 24 名を派遣した（令和 6 年 5 ～ 6 月）。その際、当該機関における行政文書の管理状況や課題等を共有するとともに、公文書管理法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等の管理や、組織改編に伴う行政文書ファイル等の引継手続等、当該機関の課題等に応じて必要な助言を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 行政文書等の管理に関する適切な措置については、例年通り、定量的な指標として、保存期間満了時の措置の確認年間 350 万件以上実施が設定されており、数値目標比約 101％となる約 353 万件の助言を実施した。 その他の定性的な指標として、館に蓄積された 知見に基づき、内閣府始め各行政機関に、保存期間表のあり方等の見直し、電子決裁システム（E A S Y）の改修等に関し、公文書管理の適正の確保に資する助言や協力を行った。また、内閣府公文書監察室の依頼を受け、公文書管理法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等や組織改編に伴い引き継いだ行政文書ファイル等の適正な管理などを中心に 8 機関のＣＲＯ室と意見交換を行った。併せて、重要経済安保情報保護活用法（令和 6 年法律第 27 号）の施行に伴う当該情報の登録様式ならびに登録内容の整合性に係る論理チェック機能の検証等について、内閣府及びデジタル庁に助言を行った。さらに、公文書管理法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間満了時に採るべき措置別に仕分を集中的に行うにあたり、希望のあった 1 省庁における書庫での現物確認作業に館職員が立会い、行政文書ファイル等約 5 千件の保存期間満了時に採るべき措置について専門的立場から助言を行った。 さらに、昨年度に引き続き刑事参考記録の適切な 指定や保存等に関して助言を行ったほか、最高裁判所に設置された「記録の保存の在り方に関する委員会」に当館職員を推薦するなど、専門的技術的助言の幅を広げている。なお、中間書庫業務については、受託中文書の一時利用など適切に対応した。 以上、数値指標にあつては目標を達成し、困難度高である、国における公文書管理制度の検	評定	A ＜評定に至った理由＞ まず定量的指標である歴史公文書等の保存期間満了時の措置の確認に関して、必要に応じて行政機関へ照会するなど、確認作業の効率化を図りながら実施し、約 353 万件と数値目標を上回っていることは評価できる。 廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言に関しても、約 403 万件の行政文書ファイル等に対して回答を行っている。 また、新文書管理システムを見据えた保存期間表の見直しについて、国立公文書館におけるこれまでのレコードスケジュール確認等の経験や知見を踏まえた助言を行い、内閣府に協力したほか、電子決裁システム（E A S Y）の改修に向けても内閣府及びデジタル庁に助言を行うなど貢献がみられる。さらに、8 機関のＣＲＯ室との行政文書ファイル等の管理等に関する意見交換への職員の派遣、希望のあった 1 省庁の書庫において行政文書ファイル等の保存期間満了時に採るべき措置の集中的な仕分けなど、国の公文書管理の取組に貢献している。 以上のような実績により、困難度を「高」としている行政文書等の管理に関する適切な措置について、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている
ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援すること。また、各府省ＣＲＯ室の機能が強化できるよう、内閣府と連携して、積極的な対話を実施すること。その際、対話を通じて、公文書の作成から保存及	ii) 閣僚会議決定を踏まえ、派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援する。また、各府省ＣＲＯ室の機能が強化できるよう、内閣府と連携して、積極的な対話を実施すること。その際、対話を通じて、公文書の作成から保存及び利用に					

	び利用に至るまでの業務に関し、国立公文書館及び各府省ＣＲＯ室が一層理解を深めること。	至るまでの業務に関し、館及び各府省ＣＲＯ室が一層理解を深める。	業務の効率化等を図りつつ、歴史公文書等の選別のための支援等を適切に行うとともに、閣僚会議決定を踏まえ、公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、政府における業務見直しに積極的に協力しつつ、内閣府における各府省の公文書管理の取組状況の確認を支援しているか。また、中間書庫業務について、必要な施設を確保しつつ適切に実施しているか。		討や各府省の公文書管理の取組等については、館で蓄積した知見を大いに活かし、当館での専門性の高い助言を実施することで、公文書管理の適正の確保の一翼を担ったことから、所期の目標を質的及び量的に上回る成果が得られていると認められるため、Ａと評価する。	と認められることからＡと評価する。
	iii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、必要に応じて専門的技術的助言を行うこと。 また、デジタル技術も活用して、効率的な助言の実施を進めること。 【重要度：高】 保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであるため。 【困難度：高】 国における公文書管理制度の検討や各府省の公文書管理の取組等について、館に蓄積された知見を最大限活用し、専門的技術的助言により内閣府始め各行政機関を適確に支援す	iii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、必要に応じて専門的技術的助言を行う。		- 令和６年度は、約 353 万件の行政文書ファイル等（令和５年度満了文書の残余分を含む）に対して、確認作業の効率化等を図りつつ、保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施した。その際、「移管が適当である」等の意見を付し、行政機関へ修正依頼を行った件数は約 4,700 件であり、ファイルの名称等の情報だけでは保存期間満了時の措置の確認ができないことから、館から行政機関へ照会し、その結果について記載した件数は約 1 万 3 千件であった。 - また、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症に係る事態）への対応に関する行政文書等については、歴史的緊急事態に関連する内閣府大臣官房公文書管理課長通知等を踏まえて、保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施した。 - 廃棄協議については、内閣府からの依頼に基づき、約 403 万件の行政文書ファイル等に対して、廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言を実施し、今年度末までに回答が必須とされている廃棄協議分について全て回答を行った。 - 廃棄協議等に関する業務見直し等については、行政文書の管理に関するガイドライン改正（令和 6 年 2 月 9 日）に伴う、保存期間 3 年以下文書のレコードスケジュール確認を廃棄協議と同時に実施する方式への変更について、協議依頼や廃棄同意の回答方法等に関する電子決済システム（E A S Y）の改修に向けて、内閣府及びデジタル庁に助言した。また、重要経済安保情報保護活用法（令和 6 年法律第 27 号）の施行に伴う行政文書の管理に関するガイドライン改正（令和 7 年 2 月 14 日）を受けて、廃棄協議に係る変更点について、協議スケジュールや廃棄同意の回答方法等が適切な運用となるよう、内閣府に助言した。 - 保存期間満了時の措置や廃棄協議の確認に当たっては、R P A ソフトウェア（R P A: Robotic Process Automation、ソフトウェアによる業務の自動処理）等を用いて、当館に蓄積された膨大な保存期間満了時の措置等のデータを活用し、より迅速かつ的確な助言をする等効率的に業務を実施した。 - 令和 6 年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等について、館への移管に関する意向調査を実施した。当該調査に対する独立行政法人等からの回答を受け、移管希望のあった 42 法人に対して、移管基準への該当性等についての調査・照会等を行い、専門的 技術的助言を行った。	＜課題と対応＞ 引き続き、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について効率的な 確認作業に取り組むとともに、平成 30 年度の閣僚会議決定を受けた公文書管理の適正化に係る国の取組について積極的に協力するための体制を確保する。 中間書庫業務については、引き続き、効果的・効率的な運用を図る。	引き続き、内閣府を始めとした行政機関における公文書管理に関する議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。また、保存期間満了時の措置や廃棄協議に関して、必要に応じて専門的技術的助言を行い、行政機関の歴史公文書等の移管及び廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たしていくこと。 ＜その他事項＞ 特になし。

	ることが求められるため。			- 行政文書の管理に関するガイドライン改正（令和6年2月9日）に伴い、各行政機関は公文書管理法施行（平成23年4月1日）前に作成・取得した行政文書ファイル等について、当館職員の立会いの下、保存期間満了時に採るべき措置別に仕分を集中的に行うことができるとされているところ、今年度に依頼があった1省庁（文部科学省）において、書庫での現物確認作業を交え、行政文書ファイル等約5千件の保存期間満了時に採るべき措置について専門的立場から助言を行った。 - 内閣府公文書管理課主催の公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議（令和7年2月18日）において、同課からの依頼に基づき、法人文書の移管・廃棄に関する基本的考え方について説明を行った。 - 刑事参考記録について、昨年度に引き続き、当館職員が刑事参考記録アドバイザーとして、刑事参考記録の適切な指定や保存等に関し、専門的知見に基づき助言した。 - 裁判所の記録の保存・廃棄の在り方について最高裁判所によって定められた、「事件記録等の特別保存に関する規則」に基づき設置されている、記録の保存の在り方に関する委員会に、最高裁判所からの求めに応じて当館職員を委員として推薦した。												
	iv）内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行うこと。	iv）内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行う。		内閣総理大臣が歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めて、館に実地調査をさせた実績はなかった。												
	v）国立公文書館法第11条に基づく中間書庫業務について、引き続き必要な施設を確保しつつ適切に実施すること。	v）行政機関からの委託を受けて実施している中間書庫業務について、引き続き必要な施設を確保しつつ適切に実施する。		- 令和6年4～5月に、令和5年度末までに保存期間が満了した受託文書のうち、保存期間満了時の措置が移管と確定し、委託機関8機関から移管通知のあった653行政文書ファイル等618冊について、各機関に確認の上、移管作業を代行した。 - 中間書庫業務委託に関する意向調査の結果、希望のあった4機関から新たに1,143行政文書ファイル等1,365冊を受託した。これにより令和6年度末の受託実績は、計10機関8,259行政文書ファイル等15,312冊となった。上記については、外部化した中間書庫において、東京本館と外部書庫との間の文書移送サービスを通じて行政機関の一時利用の際の効果的・効率的な利用を図った。 - 令和6年度末までに保存期間が満了する予定の受託文書を委託機関に通知し、保存期間満了時の措置について内閣府の確認を得るよう注意喚起を行った。 <table><tr><th colspan="4">受託実績</th></tr><tr><th>年度</th><th>受託文書数</th><th colspan="2">委託行政機関数及び内訳</th></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>6,674 ファイル 11,950 冊</td><td>9 機関</td><td>内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国</td></tr></table>	受託実績				年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳		令和2年度末	6,674 ファイル 11,950 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国
受託実績																
年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳														
令和2年度末	6,674 ファイル 11,950 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国													

							在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁		
				令和 3 年度末	7,116 ファイル 12,918 冊	10 機関	内閣官庁、内閣法制局、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁		
				令和 4 年度末	7,492 ファイル 13,899 冊	11 機関	内閣官庁、内閣法制局、人事院、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁		
				令和 5 年度末	7,778 ファイル 14,575 冊	11 機関	内閣官庁、内閣法制局、人事院、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁		
				令和 6 年度末	8,259 ファイル 15,312 冊	10 機関	内閣官庁、内閣法制局、人事院、内閣府、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省		

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	受入れに関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（保存）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入れ後 1 年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要があるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歴史公文書等の受入れ後、1 年以内の排架達成率	100%	－	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
								決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
								経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
								経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
								行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
								従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	i) 公文書管理法に基づき、行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切かつ速やかに実施	i) 行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切かつ速やかに実施する。	＜主な定量的指標＞ ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架	＜主要な業務実績＞ ・行政機関からの受入冊数は、43,779冊であった。受入れに当たっては、効率化を図りながら、行政機関からの照会対応、計画的な搬送作業、移管通知公文の受領等の作業を適切に実施した。 ・なお、行政機関からの受入れ（25,881冊。下記、総務省からの受入れ	＜評定と根拠＞ 評定：B 重要度：高とされた、歴史公文書等の受入れについては、令和5年10月から令和6年9月に受け入れた文書48,504冊について、それぞれ受入	評定	B

すること。 【重要度：高】 歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入れ後１年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要があるため。		＜その他の指標＞ ・歴史公文書等の受入状況 ・移管対象文書の拡大に向けた検討状況 ・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等の状況 ・民間からの寄贈・寄託の受入推進による歴史資料等の積極的な収集状況 ・一般の利用に供するまでの作業の実施状況 ＜評価の視点＞ 行政機関等からの受入れについて、計画的	の一部を除く。）は、令和６年４月 22 日～25 日を予定していたところ、適切に対応し、速やかな受入れの実施につなげた。 ・行政機関からの受入れのうち、総務省からの受入れの一部（恩給裁定原書）については、総務省と調整の上、令和６年１１月に 17,898 冊を受け入れた。 ・独立行政法人等からの受入冊数は、令和６年１０月に 19 法人から 130 冊であった。 ・歴史公文書等の移管事務説明会を開催し、移管当日までの準備の周知を図った（令和６年１０月２日）。なお、地方支分部局等の利便性向上のため、オンライン形式で実施した。 ・令和６年度末までに保存期間が満了し、令和７年４月に移管する行政文書ファイル等について、同月下旬頃までに通知するよう、館長から行政機関の総括文書管理者宛てに依頼を行った（令和７年１月 29 日）。 ・「歴史公文書等の移管計画」（令和２年３月 24 日内閣総理大臣決定）に基づき、法務省からの歴史公文書等（刑事参考記録）１冊の受入れを令和７年３月に行った。 ・令和７年４月に施行される官報の発行に関する法律（令和５年法律第 85 号）第 13 条及び官報の発行に関する内閣府令（内閣府令第 80 号）第 25 条に基づき移管される官報について、「官報の移管に係る事務要領」を定め、確実な受入れに向けて取り組んだ。	れ後１年以内に一般の利用に供するまでの作業を計画的に実施し、目標を達成した。 令和７年度の司法行政文書の移管に向け、令和６年度に保存期間が満了する司法行政文書について、内閣総理大臣からの意見照会に適切に対応を行った。 歴史公文書等の寄贈・寄託の推進を図るため、寄 贈又は寄託を希望する資料の整理及び内容調査等を行い、５件 3,273 冊を受け入れることができた。以上、所期の目標を達成していると認められることから B と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施するとともに、歴史資料等の積極的な収集を実施する。	以内の配架率 100%を達成している。 司法行政文書及び裁判文書について計 1,706 冊の受入れを行い、また、次年度の司法行政文書の移管に向けて、意見照会等にも適切に対応した。 寄贈・寄託の相談があった資料について、整理及び内容調査を行い、適切に受入れを行うとともに、リーフレットの配布などにより受入れの推進を図っている。 以上のような実績により、歴史公文書等の受入れに関する措置について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから B と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、受入れ後１年以内に計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずるなど、歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
ii）司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施し、また移管対象文書の拡大に向けた検討に協力するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行うこと。	ii）司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施し、また移管対象文書の拡大に向けた検討に協力するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行う。	かつ適切に実行するとともに、受入れから１年以内に一般の利用に供しているか。また、民間からの寄贈・寄託の推進を図るための取組を行うことにより、歴史資料等の積極的な収集を行っているか。	・「令和５年度公文書等移管計画」（令和６年３月 28 日内閣総理大臣決定）に基づき、司法行政文書 356 冊の受入れを令和６年４月に行った。 ・「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（令和４年 12 月 27 日内閣総理大臣決定）に基づき、裁判文書 1,350 冊の受入れを令和６年 12 月に行った。 ・令和７年度の司法行政文書の移管に向け、内閣府と最高裁判所が協議した結果、令和７年３月 11 日付けで「令和６年度公文書等移管計画」が内閣総理大臣により決定された。本件に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて、令和６年度に保存期間が満了する司法行政文書について検討を行い、最高裁判所から申出のあった司法行政文書（68 ファイルと広報資料 15 件）について確認し、移管受入れは適当との意見を申し述べた。また、最高裁判所から申出のなかった司法行政文書 1,900 ファイルについても確認を行い、館において保存することが適当と認められるものの有無等について意見を申し述べた。以上の結果、令和６年度に保存期間が満了する司法行政文書 68 ファイル及び広報資料 15 件が、令和７年４月に館に移管されることとなった。 ・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けた助言等について、内閣府から館に対して要請はなかった。 ・寄贈・寄託の受入れの実施及び推進を図るため、寄贈・寄託の相談の		
iii）民間に所在する歴	iii）民間に所在する歴				

史公文書等の寄贈・寄託の受入れを実施するとともに、その推進を図ること等により、歴史資料等の積極的な収集を行うこと。	史公文書等の寄贈・寄託の受入れを実施するとともに、その推進を図ること等により、歴史資料等の積極的な収集を行う。		あった資料の整理及び内容調査等を行い、5件3,273冊（山川菊栄旧蔵労働省婦人少年局文書、捜索第50連隊復員関係文書、大石眞旧蔵文書、吉田正春使節団関係文書、楠田實旧蔵文書）の受入れを行った。この結果、令和6年度末現在の寄贈・寄託による受入冊数は合計13,158冊となった。 - また、寄贈の申出のあった5件以外にも寄贈・寄託の相談は受けており、資料内容の確認等を行っている。 - 館への寄贈・寄託を検討している方に対して、相談から受入れを経て当館での保存・利用までを分かりやすくまとめたリーフレットを配付した。また、当館ホームページの寄贈・寄託の案内で、新規に目録を公表した資料群を紹介して、寄贈・寄託の受入れの推進を図った。																							
iv) 受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了すること。 【指標】 歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架：達成率100%	iv) 受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了する。 数値目標：歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架達成率100%		- 受け入れた歴史公文書等の目録については、「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方について」（令和2年2月17日館長決定）に基づき作成した。 - 令和5年9月以降に受け入れた歴史公文書等22,243冊（恩給裁定原書等20,594冊、独立行政法人等12法人（独立行政法人国立公文書館、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、国立大学法人横浜国立大学、日本中央競馬会115冊）、司法文書1,011冊、寄贈文書523冊を、令和6年8月に一般の利用に供した。 - 令和6年4月から8月までに、それぞれ受け入れた行政文書25,838冊、司法行政文書356冊、寄贈文書67冊を、令和7年3月に一般の利用に供した。 - この結果、令和6年度末現在の各書庫の書架排架状況は以下のとおりとなった。なお、令和4年度より東京本館及びつくば分館の書庫がいずれも満架となったため、民間から確保した書庫において特定歴史公文書等を保存しており、令和6年度は4,608箱（1,889m）の文書保存箱に梱包の上、保存した。（令和6年度末時点で、合計15,020箱（6,158m））。 <table><tr><th colspan="3">書庫の排架状況</th><th>（単位：m）</th></tr><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">排架済</th><th>令和6年度</th><th rowspan="2">総延長</th></tr><tr><th>排架分</th></tr><tr><td>東京本館</td><td>34,012</td><td>0.1</td><td>34,850</td></tr><tr><td>つくば分館</td><td>36,536</td><td>2,090※1</td><td>37,446</td></tr><tr><td>計</td><td>70,548</td><td>2,090.1</td><td>72,296※2</td></tr></table>	書庫の排架状況			（単位：m）	区 分	排架済	令和6年度	総延長	排架分	東京本館	34,012	0.1	34,850	つくば分館	36,536	2,090※1	37,446	計	70,548	2,090.1	72,296※2		
書庫の排架状況			（単位：m）																							
区 分	排架済	令和6年度	総延長																							
		排架分																								
東京本館	34,012	0.1	34,850																							
つくば分館	36,536	2,090※1	37,446																							
計	70,548	2,090.1	72,296※2																							

				※1 このうちの一部を令和7年度に民間から確保した書庫へ排架替えを実施予定。(令和5年度につくば分館において受入れ・排架した特定歴史公文書等のうち1,889m(4,608箱)は、民間から確保した書庫への排架替えを令和6年度に実施)。 ※2 この他、民間から確保した書庫に6,158mの特定歴史公文書等を保存。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	保存に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（保存）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
著しく破損した資料の修復（重修復）	400冊以上	－	287冊	400冊	400冊	400冊	400冊		予算額（千円）	1,896,069の内数	1,830,830の内数	1,719,515の内数	1,962,016の内数	2,892,518の内数
									決算額（千円）	1,829,495の内数	1,459,629の内数	1,795,559の内数	1,648,882の内数	2,113,552の内数
機械（リーフキャストィング）を利用した修復	1,200枚以上	－	904枚	1,200枚	1,205枚	1,203枚	1,208枚		経常費用（千円）	1,633,576の内数	1,557,386の内数	1,595,721の内数	1,769,367の内数	2,143,288の内数
									経常利益（千円）	△37,935の内数	284,269の内数	41,953の内数	△69,889の内数	△42,434の内数
									行政コスト（千円）	1,769,520の内数	1,671,861の内数	1,707,635の内数	1,927,570の内数	2,312,180の内数
									従事人員数	65の内数	68の内数	70の内数	71の内数	91の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	i) 特定歴史公文書等の保存について、永久保存義務に鑑み、必要な施設を確保しつつ適切に実施するととも	i)「特定歴史公文書等の保存対策方針」(平成 27 年 5 月 27 日国立公文書館長決定)に基づき、計画的な修復の実	＜主な定量的指標＞ ・特定歴史公文書等の修復冊数及び枚数 ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ ・特定歴史公文書等の保存については、「特定歴史公文書等の保存対策方針」(平成 27 年 5 月 27 日館長決定。以下「保存対策方針」という。)に基づき、専用書庫内の温湿度等の保存環境を監視するとともに、特定歴史公文書等に付着した埃取り、定期的な書庫内清掃、保存環境モ	＜評定と根拠＞ 評定：B 特定歴史公文書等の保存については、公文書管理法で定められている永久保存義務を果たすための措置を媒体を問わず着実に実施した。	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 国立公文書館の保存する特定歴史公文書等の修復について、「特定歴史公文書等の保存対策	

	に、「特定歴史公文書等の保存対策方針」(平成27年5月27日国立公文書館長決定)に基づき、計画的な修復の実施等、適切な保存のために必要な措置を講ずること。 【指標】 - 著しく破損した資料の修復(重修復):400冊以上 - 機械(リーフキャストィング)を利用した修復:1,200枚以上	施等、適切な保存のために必要な措置を講ずるとともに、必要な施設を確保しつつ、書庫の満架に向けた対応を行う。 数値目標：著しく破損した資料の修復(重修復) 400冊以上実施 機械(リーフキャストィング)を利用した修復 1,200枚以上実施	- 民間書庫の確保状況 - 特定歴史公文書等の保存状況 - 電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用状況 - 長期保存フォーマットを含む長期保存に関する調査検討状況 - 媒体変換(デジタル画像の作成コマ数)状況 ＜評価の視点＞ 書庫の満架に向けた対応が行われているか。	ニタリング、保存容器への収納等の処置等、適切な保存に努めた。また、保存環境モニタリングについては、外部有識者の助言を得ながら実施した。 - 虫損や破れ等の物理的破損に対する修復については、保存対策方針に基づく「特定歴史公文書等の修復計画」(平成27年5月27日館長決定)を踏まえ、資料の破損状況に応じて修復に取り組んだ。劣化により著しく破損した資料の人的作業による修復(400冊)や虫損被害が甚大な資料に対して機械(リーフキャストィング)を利用した作業(1,208枚)に取り組んだ。 - 東京本館及びつくば分館の書庫が、令和3年度末にはほぼ満架となり、民間から確保した書庫において特定歴史公文書等の保存及び利用を行った。	特定歴史公文書等(紙媒体)の修復については、人的作業により400冊を修復するとともに、機械を利用した作業により1,208枚を修復した。また、書庫の満架の対応として、民間から確保した書庫において特定歴史公文書等の保存及び利用を行った。受け入れた電子公文書等の保存等については、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切に運用した。 電子公文書等の長期保存については、調査検討を実施し、電子公文書等の作成・保存・利用に関する基本的な知識や考え方に関して、「電子公文書の作成・保存・利用ガイドブック」とその研修教材を作成し、アーカイブズ関係機関の担当者をはじめ、広く電子公文書等の管理に関わる人々が参考にできるよう、館HP等で提供するデータの作成等作業及び動画を視聴可能とする準備を行った。 行政文書の管理のための新たな情報システムの検討において質疑対応を実施し要件定義の検討に寄与した。利用状況等を勘案し、「令和6年度複製物作成計画」を作成の上、公表するとともに、紙から直接デジタル化する方法により2,106,354コマの複製物作成を行ったほか、特定歴史公文書等のうち、映画フィルム8本、ビデオテープ19本、カセットテープ19本の複製物の作成を行った。 以上、特定歴史公文書等(紙媒体)の修復及び適切な保存のために必要な措置を着実に実施したほか、電子公文書等の適切な受入れ及び保存並びに複製物の作成についても確実に実施した。また、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切に運用し、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を実施したことから、本項目全体として、所期の目標を達成しており、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、歴史公文書等の保存を計画的かつ着実に実施する。	方針」(平成27年5月27日館長決定)に基づき、著しく破損した資料の修復(重修復)400冊、機械(リーフキャストィング)を使用した修復1,208枚を実施し、数値目標を達成している。 令和5年度から新たに運用を開始した「電子公文書等の移管・保存・利用システム」について、適切に運用し、令和6年度は行政機関等から2,558冊の電子公文書等を受け入れている。 また、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む電磁的記録の長期保存について、令和4年度から令和6年度に実施した調査検討結果を踏まえ、電子公文書等の作成・保存・利用に関する基本的な知識や考え方に関して、地方自治体の公文書館等の意見を聴取し「電子公文書の作成・保存・利用ガイドブック」を作成した。 さらに、国が新たに整備する行政文書の管理のための情報システムについて、行政機関の作業負担軽減にもつながる意見を積極的に示し、要件定義の検討に寄与したことも評価できる。 複製物作成に当たっては、令和6年度複製物作成計画(令和6年4月30日独立行政法人国立公文書館)に従い、紙から直接デジタル化する方法により約211万コマの複製物作成を行うなど、適切に実施されている。 以上のような実績により、歴史公文書等の保存に関する措置について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。																											
	ii)「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ、保存及び利用を確実に実施すること。また、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を進めること。 加えて、行政文書の管理のための新たな情報システムの検討に積極的に参画すること。	ii)「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ、保存及び利用を確実に実施する。また、電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討を進める。 加えて、行政文書の管理のための新たな情報システムの検討に積極的に参画する。	特定歴史公文書等を適切に保存するとともに、計画的な修復が行われているか。「電子公文書等の移管・保存・利用システム」が適切に運用されているか。電子公文書等の長期保存フォーマットを含む、長期保存のための必要な調査検討が行われているか。行政文書の管理のための新たな情報システムの検討に積極的に参画しているか。 館の特定歴史公文書等について、利用状況等に応じた媒体変換の措置が行われているか。	(電子公文書等の受入れ、保存及び利用について) - 令和5年10月に受け入れた電子公文書等(独立行政法人4法人から法人文書54冊)について、受入れから1年以内の利用に必要な作業を適切に実施した。 - 令和6年4月に電子公文書等2,446冊(41行政機関から行政文書2,442冊、最高裁判所から司法行政文書4冊)を受け入れ、適切に保存し、受入れから1年以内の利用に必要な作業を適切に実施した(ただし、見読性が確保されていなかったため令和6年10月に再提出された電子公文書等93冊を除く)。 - 令和6年10月に電子公文書等19冊(独立行政法人7法人から法人文書19冊)を受け入れた。また、令和6年4月に行政機関から移管された電子公文書等のうち、見読性が確保されていなかったため再提出された93冊を受け入れた。 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」については、適切に運用することにより、システムの安定稼働を確保した。	<table> <tr> <th colspan="7">電子公文書等の受入れ、保存</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td rowspan="2">行政</td><td>機関数</td><td>25</td><td>25</td><td>33</td><td>37</td><td>41</td></tr> <tr> <td>冊</td><td>388</td><td>1,378</td><td>1,377</td><td>1,764</td><td>2,535</td></tr> </table>	電子公文書等の受入れ、保存									令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	行政	機関数	25	25	33	37	41	冊	388	1,378	1,377	1,764	2,535	＜課題と対応＞ 引き続き、歴史公文書等の保存を計画的かつ着実に実施する。
電子公文書等の受入れ、保存																																	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																											
行政	機関数	25	25	33	37	41																											
	冊	388	1,378	1,377	1,764	2,535																											

				ムの要件定義に関する質疑対応を実施し（８月、９月、10 月）、要件定義の検討に寄与した。		
	iii）館の保存する特定歴史公文書等について、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、当該年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行うこと。	iii）館の保存する特定歴史公文書等について、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、令和６年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行う。		（１）令和６年度複製物作成計画の公表と複製物の作成 - 令和６年度の複製物作成に当たっては、保存対策方針及び「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成 24 年 3 月 29 日館長決定。以下「複製物作成計画」という。）を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、「令和６年度複製物作成計画」を作成の上、館のホームページで公表した。 - 紙から直接デジタル化する方法により、利用者のニーズを踏まえ、内閣文庫等を中心に 2,106,354 コマの複製物作成を行った。 - 特定歴史公文書等のうち、映画フィルム 8 本、ビデオテープ 19 本、カセットテープ 19 本について、保存及び利用のために複製物を作成した。 （２）複製物作成に係る資料確認 - 館所蔵の資料に係る複製物作成推進の一環として、デジタル化作業に先駆けて、同作業に必要な資料 1 点ごとの基礎情報の整備を図ることとしている。令和６年度は、次年度以降の円滑なデジタル化作業に向けて、内閣文庫 22,663 冊、行政文書 5,062 冊について、資料確認作業を実施し、デジタル化作業に必要な各種情報（目録の細目情報、資料形状（大きさ、ページ数、資料の厚み）、保存状態等）を把握した。 （３）複製物の保存管理 - 平成 25 年度までに作成した複製物について、マイクロフィルムの長期保存及び適切な管理のため、その一部（1,924 巻）について、風通し及び調湿剤の交換作業を行った。		

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	利用の請求に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 16 条（利用請求）、第 21 条（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
30 日以内の利用決定（大量請求を除く）	80%以上	－	82%	81%	83%	80%	77.6%		予算額（千円）	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数	1,962,016 の内数	2,892,518 の内数
要審査文書の審査（利用決定）冊数	－	－	1,125 冊	1,280 冊	1,477 冊	1,864 冊	1,990 冊		決算額（千円）	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数	1,648,882 の内数	2,113,552 の内数
30 日以内	－	－	692 冊	781 冊	972 冊	1,170 冊	1,120 冊		経常費用（千円）	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数	1,769,367 の内数	2,143,288 の内数
60 日以内	－	－	149 冊	184 冊	195 冊	289 冊	323 冊		経常利益（千円）	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数	△69,889 の内数	△42,434 の内数
60 日超え	－	－	284 冊	315 冊	310 冊	405 冊	547 冊		行政コスト（千円）	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数	1,927,570 の内数	2,312,180 の内数
自主的な要審査文書の審査冊数	－	－	530 冊	539 冊	253 冊	57 冊	277 冊		従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	7 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	i) レファレンスの	i) レファレンスの提	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B

提供や電子メールの活用等により、引き続き、請求の利便性を高め、国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応すること。	供や電子メールの活用等により、引き続き、請求の利便性を高め、国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応する。	・30日以内の利用決定（大量請求を除く）の状況）：80%以上 ＜その他の指標＞ ・レファレンスの提供や電子メールの活用等の状況 ・期間内の利用決定の状況 ・要審査文書の計画的・自主的な審査の状況 ・利用制限区分の変更状況 ・公文書管理委員会への諮問状況 ＜評価の視点＞ 国民の利用請求に、円滑かつ適切に対応しているか。要審査文書を、内閣総理大臣の同意を得た館の利用等規則に規定する期間内に適切に審査し、利用に供しているか。これまでの利用実績から利用頻度が高いと考えられる要審査文書を計画的かつ自主的に審査しているか。審査請求に適切に対応できているか。	・特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの改正（令和6年10月7日及び12月3日の一部改正）に伴い、独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年4月1日規程第4号）を令和6年10月24日及び令和7年1月6日に改正した。この改正により、利用請求時の記載事項として「当該特定歴史公文書等のうち利用を希望する具体的な範囲が特定できる場合には当該範囲（※利用を希望する具体的な範囲を記載するか否かは任意）」が追記されることになった（利用等規則第11条第1項第2号）。この改正を踏まえ、関係する様式の修正及び特別複写料金の価格改定を行うため独立行政法人国立公文書館利用細則（平成23年4月1日館長決定）を令和7年3月25日に改正した。利用等規則及び細則の施行に向け、ホームページを更新し、利用者に対して周知した。 ・新館開館に向け、より一層のレファレンスサービスの充実に向けて取り組むため、令和7年2月26日に「国立公文書館におけるレファレンスサービスの充実に向けた取組方針」を策定した。 ・レファレンス業務に係る分析・検討を行い、検討結果をもとに、問い合わせフォーム及び管理システムを導入するとともに、シナリオAⅠ型チャットボット及び生成AⅠナレッジデータベースの試行・検証を実施した。 ・館ホームページ「ご利用案内」の構成分析・検討を行い 利用者本位の構成となるよう見直し、新たにリサーチ・ガイド（目的別調査方法）1件を作成、掲載した。 ・当館レファレンスサービスの利用普及を図るため、国立国会図書館が実施、運営しているレファレンス協同データベース事業への参加申請を行い、承認された。 ・令和6年度において、特定歴史公文書等の利用実績は以下のとおりである。 <table><tr><th colspan="7">利用実績</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td colspan="2">閲覧者数</td><td>1,807</td><td>2,113</td><td>2,904</td><td>3,059</td><td>3,434</td></tr><tr><td rowspan="3">利用請求</td><td>メールによる受付件数</td><td>—</td><td>2,225</td><td>3,547</td><td>3,296</td><td>2,393</td></tr><tr><td>閲覧冊数</td><td>251</td><td>466</td><td>533</td><td>656</td><td>796</td></tr><tr><td>写しの交付冊数</td><td>2,101</td><td>2,283</td><td>1,978</td><td>1,315</td><td>1,111</td></tr><tr><td rowspan="2">簡便な方法による閲覧</td><td>閲覧冊数</td><td>16,005</td><td>17,081</td><td>21,889</td><td>22,908</td><td>19,367</td></tr><tr><td>閲覧巻数(マイクロフィルム)</td><td>19</td><td>10</td><td>12</td><td>40</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="2">移管元行政機関</td><td>656</td><td>293</td><td>199</td><td>1,408</td><td>641</td></tr></table>	利用実績									令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	閲覧者数		1,807	2,113	2,904	3,059	3,434	利用請求	メールによる受付件数	—	2,225	3,547	3,296	2,393	閲覧冊数	251	466	533	656	796	写しの交付冊数	2,101	2,283	1,978	1,315	1,111	簡便な方法による閲覧	閲覧冊数	16,005	17,081	21,889	22,908	19,367	閲覧巻数(マイクロフィルム)	19	10	12	40	23	移管元行政機関		656	293	199	1,408	641	評定：B レファレンスの提供や電子メールの活用により、国民の利用請求に円滑かつ適切に対応できた。 要審査文書の積極的な審査及び既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に実施した。 審査請求についても、諮問を要する場合に適切に対応した。 他方で、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものは1,120冊（77.6%）となり、数値指標を達成することができなかった。しかし、要審査文書の利用請求が令和5年度の1,961冊に次ぐ1,817冊と高止まりしており、こうした他律的な要因がある中で、館として、利用決定期限までに全て決定していることはもとより、利用決定件数が、利用請求件数を上回り、かつ公文書管理法施行以降の年度実績として最多となる1,990冊(昨年度より126冊増)であり、可能な限り自主的な努力を行った。 加えて、シナリオAⅠ型チャットボットの試行や、国立国会図書館のレファレンス協同データベース事業への参加といった新しい取組も進めており、こうした自主努力を含めて、「利用の請求に関する措置」全体として、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、利用決定期限の確認を十分に行い、特定歴史公文	＜評定に至った理由＞ 令和6年度中に利用決定期限を迎える要審査文書について、国立公文書館の利用等規則に規定する期間内に1,990冊を利用に供し、そのうち、大量請求のため延長処理を行った547冊を除く1,443冊のうち1,120冊（77.6%）を30日以内に利用決定した。 これは、数値目標である80%以上にはわずかに達していないが、過年度に特例延長を行った案件が令和6年度に利用決定期限を多く迎えたためにその処理に注力する一方、30日以内の利用決定数が減少したことによるものであるとしている。また、利用決定期限までに全て決定していることはもとより、利用決定件数は利用請求件数を上回り、かつ公文書等の管理に関する法律施行以降の年度実績として最多となる1,990冊となっており、可能な限り自主的な努力を行ったことが伺える。また、利用頻度が高いと考えられる要審査文書を中心に自主的な審査を行ったり、時の経過を踏まえた利用制限区分の見直しを行ったりするなど、特定歴史公文書等の利用の促進に資する取組を実施していることも評価できる。 このほか、シナリオAⅠ型チャットボットの試行や、国会図書館のレファレンス協同データベース事業への参加といった新しい取組も進めている。
利用実績																																																																	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																											
閲覧者数		1,807	2,113	2,904	3,059	3,434																																																											
利用請求	メールによる受付件数	—	2,225	3,547	3,296	2,393																																																											
	閲覧冊数	251	466	533	656	796																																																											
	写しの交付冊数	2,101	2,283	1,978	1,315	1,111																																																											
簡便な方法による閲覧	閲覧冊数	16,005	17,081	21,889	22,908	19,367																																																											
	閲覧巻数(マイクロフィルム)	19	10	12	40	23																																																											
移管元行政機関		656	293	199	1,408	641																																																											

			<table><tr><td>等による利用冊数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>原本の特別利用提供冊数</td><td>12</td><td>9</td><td>14</td><td>73</td><td>48</td></tr><tr><td>特別複写提供冊数</td><td>57</td><td>127</td><td>63</td><td>117</td><td>27</td></tr><tr><td>プリンタ印刷出力（枚）</td><td>55</td><td>47</td><td>49</td><td>65</td><td>352</td></tr><tr><td>館デジタルアーカイブ印刷出力（枚）</td><td>811</td><td>1, 589</td><td>2, 258</td><td>1, 311</td><td>1, 805</td></tr></table> ・独立行政法人国立公文書館利用等規則第 11 条第 3 項第 3 号に基づき、電子メールによる利用請求の受付を引き続き実施し 2, 393 件の電子メールによる利用請求を受け付けた。 ・利用者から情報の提供を求められたレファレンスの件数は、下表のとおりである。所蔵する特定歴史公文書等に関する問い合わせについては、レファレンスの実績を蓄積して職員間での共有を図り、回答の際に活用して適切な対応に努めた。 <table><tr><th colspan="6">レファレンスの実施件数</th></tr><tr><th>提供した情報の種類</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr><tr><td>利用に関する情報</td><td>651</td><td>432</td><td>391</td><td>405</td><td>410</td></tr><tr><td>目録に関する情報</td><td>10</td><td>17</td><td>16</td><td>20</td><td>87</td></tr><tr><td>検索方法に係る情報</td><td>213</td><td>268</td><td>227</td><td>215</td><td>197</td></tr><tr><td>参考文献に係る情報</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td><td>10</td></tr><tr><td>他の国立公文書館等に関する情報</td><td>12</td><td>17</td><td>12</td><td>9</td><td>22</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>156</td><td>279</td><td>416</td><td>320</td><td>285</td></tr><tr><td>合計</td><td>1, 045</td><td>1, 015</td><td>1, 064</td><td>977</td><td>1, 011</td></tr></table>	等による利用冊数						原本の特別利用提供冊数	12	9	14	73	48	特別複写提供冊数	57	127	63	117	27	プリンタ印刷出力（枚）	55	47	49	65	352	館デジタルアーカイブ印刷出力（枚）	811	1, 589	2, 258	1, 311	1, 805	レファレンスの実施件数						提供した情報の種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	利用に関する情報	651	432	391	405	410	目録に関する情報	10	17	16	20	87	検索方法に係る情報	213	268	227	215	197	参考文献に係る情報	3	2	2	8	10	他の国立公文書館等に関する情報	12	17	12	9	22	その他の情報	156	279	416	320	285	合計	1, 045	1, 015	1, 064	977	1, 011	書等の利用等に適切に対応する。	レファレンスについては、実績を蓄積し職員間での共有を図ることで円滑かつ適切に対応することができている。 以上のような実績により、歴史公文書等の利用の請求に関する措置について、数値目標にはわずかに達していないものの新しい取組等を含めれば事業計画における所期の目標を達成していると認められることから B と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、特定歴史公文書等の利用の促進のため、計画的かつ積極的な審査に取り組み、国立公文書館の利用規則に規定する期間内に利用に供するようにすること。 ＜その他事項＞ 特になし。
等による利用冊数																																																																																									
原本の特別利用提供冊数	12	9	14	73	48																																																																																				
特別複写提供冊数	57	127	63	117	27																																																																																				
プリンタ印刷出力（枚）	55	47	49	65	352																																																																																				
館デジタルアーカイブ印刷出力（枚）	811	1, 589	2, 258	1, 311	1, 805																																																																																				
レファレンスの実施件数																																																																																									
提供した情報の種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																																																				
利用に関する情報	651	432	391	405	410																																																																																				
目録に関する情報	10	17	16	20	87																																																																																				
検索方法に係る情報	213	268	227	215	197																																																																																				
参考文献に係る情報	3	2	2	8	10																																																																																				
他の国立公文書館等に関する情報	12	17	12	9	22																																																																																				
その他の情報	156	279	416	320	285																																																																																				
合計	1, 045	1, 015	1, 064	977	1, 011																																																																																				
ii）要審査文書（特定歴史公文書等のうち、利用制限情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊）の利用請求については、適切な期	ii）要審査文書（特定歴史公文書等のうち、利用制限情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊）の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審	・令和 6 年度に利用決定期限を迎えた要審査文書に対する審査については、特に利用決定期限の近づいた文書の審査状況を複数人で確認し定期的な注意喚起を行うなど、状況に応じた必要な体制を確保し、該当する全 1, 990 冊を利用決定期限内に利用決定し利用に供した。同数は昨年度に続き公文書管理法施行以降の年度実績として最多となった。 ・上記 1, 990 冊について、大量請求により審査に時間を要するため特例延長処理を行った 547 冊を除く 1, 443 冊のうち、利用請求から 30 日以内に利用決定を行ったものは 1, 120 冊であった。また、利用決定を延長した上で 60 日以内に利用決定したものは 323 冊であった。以上の実績により、30 日以内の利用決定は 77. 6% となり、数値目標																																																																																							

	限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。	査を行い、利用に供する。		である 80%以上には至らなかった。かかる結果は、過年度に特例延長を行ったものが令和 6 年度に利用決定期限を特に多く迎えたためにその処理に注力する一方で、30 日以内の利用決定数が減少したことによるものである。なお、全ての利用決定について、期限内の処理を適切に行っており遅延等は発生していない。		
	【指標】 ・ 30 日以内の利用決定（大量請求を除く）：80%以上	数値目標：30 日以内の利用決定（大量請求を除く） 80%以上実施		・ なお、30 日以内に審査できない理由及び審査期間は、利用請求者に遅滞なく通知した。		
	iii) 利用請求に備えた要審査文書の積極的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行うこと。	iii) 利用請求に備えた要審査文書の積極的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行う。		・ これまでの利用実績から利用請求頻度が高いと考えられる要審査文書のうち、昭和財政史等の編纂に際して収集され、我が国の戦後処理及び戦後社会の発展について 記録された財務省移管文書等 277 冊の自主的な審査を行った。これにより利用請求頻度が高い特定歴史公文書等を利用者が速やかに利用できるようにし、特定歴史公文書等の利用の促進に資するようにした。 ・ 利用請求文書等について時の経過を踏まえた利用制限区分の見直しを行い、「非公開」の文書について、「公開」61 冊、「部分公開」11 冊とする利用制限区分の変更を行った。「部分公開」の文書についても、「公開」30 冊とする利用制限区分の変更を行い、利用可能な範囲を拡大し、特定歴史公文書等の利用の促進に資するようにした。		
	iv) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、適切に対応すること。	iv) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、適切に対応する。		・ 4 月 10 日に受け付けた審査請求 6 件について、5 月 8 日に却下した。 ・ 5 月 15 日に受け付けた審査請求 1 件について、8 月 15 日に公文書管理委員会への諮問を行った。その後、公文書管理委員会からの資料の提出等の求め（令和 6 年 9 月 4 日）に確実に対応した。 ・ 10 月 12 日に受け付けた審査請求 1 件について、11 月 14 日に却下した。		

審査請求の状況							
請求年度	請求日	件数	諮問		答申	裁決	備考
				日数			
令和 2 年度	5 /21	1 件	6 /19	29 日	11/ 9 (令和 3 年)	11/29 (令和 3 年)	
令和 3 年度	(新たな審査請求なし)						
令和 4 年度	(新たな審査請求なし)						
令和 5 年度	9 /27	2 件	－		－	－	
	10/12		－		－	－	
令和 6 年度	4 /10	6 件	－	－	－	－	
	5 /15	1 件	8 /15	87 日	－	－	
	10/12	1 件	－	－	－	－	

・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－5	展示等の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 23 条（利用の促進）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
展示会入場者数（目標値）	令和 4 年度まで及び令和 6 年度から目標値を設定（※令和 5 年度は参考指標）	－	50,000 人以上	50,000 人以上	50,000 人以上	－	40,000 人以上		予算額（千円）	1,896,069 の内数	1,830,830 の内数	1,719,515 の内数	1,962,016 の内数	2,892,518 の内数
（実績値）	－	－	9,868 人	9,997 人	27,589 人	36,715 人	40,631 人		決算額（千円）	1,829,495 の内数	1,459,629 の内数	1,795,559 の内数	1,648,882 の内数	2,113,552 の内数
特別展・企画展の実施回数	－	－	4 回	6 回	6 回	6 回	7 回		経常費用（千円）	1,633,576 の内数	1,557,386 の内数	1,595,721 の内数	1,769,367 の内数	2,143,288 の内数
館外展の実施回数	－	－	1 回	1 回	1 回	2 回	1 回		経常利益（千円）	△37,935 の内数	284,269 の内数	41,953 の内数	△69,889 の内数	△42,434 の内数
デジタル展示ページビュー数（目標値）	令和 3 年度から目標値を設定	－	－	400,000 ページビュー以上	400,000 ページビュー以上	900,000 ページビュー以上	900,000 ページビュー以上		行政コスト（千円）	1,769,520 の内数	1,671,861 の内数	1,707,635 の内数	1,927,570 の内数	2,312,180 の内数
（実績値）	－	－	－	421,045 ページビュー	495,605 ページビュー	1,504,850 ページビュー	1,665,002 ページビュー		従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数
デジタル展示の実施回数	－	－	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回							

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
	i) 国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行うこと。 新たな国立公文書館における展示・学習機能を充実させるため、新館を見据えた展示会や学習コンテンツ製作を行うこと。 展示に当たっては、関係機関との連携や外部の意見の反映等を通じて、更なる魅力向上に努めること。 【重要度：高】 展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。 【指標】 ・展示会入場者数：	i) 国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行う。 新たな国立公文書館における展示・学習機能を充実させるため、新館を見据えた展示会や学習コンテンツ製作を行う。 展示に当たっては、関係機関との連携や外部の意見の反映等を通じて、更なる魅力向上に努める。	＜主な定量的指標＞ ・展示会入場者数 40,000 人以上 ・デジタル展示ページビュー数 900,000 ページビュー以上 ＜その他の指標＞ ・外部の意見の聴取状況 ・貸出状況 ＜評価の視点＞ 国民のニーズ等を踏まえた魅力ある質の高い展示等が実施できているか。	＜主要な業務実績＞ ・展示会入場者数については、東京本館 38,341 人（館外展を含む）、つくば分館 2,290 人、合計 40,631 人となり目標数値を達成した。 ・新館展示を見据えた取組として、夏の特別展、第 2 回・第 3 回企画展で、これまで当館の主たる来館者層ではなかった若年者層向けに、まなびシートを作成し、当該年齢層に対して各展示会及び当館の認知度向上並びに理解促進を図った。 ・夏の特別展では、新館でのこども向けの展示を見据え、イベント「イマーシブサワ」を実施した。 ・常設展を実施するとともに、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い特別展・企画展を 6 回実施したほか、遠方の利用者の利便を図るため、館外展を 1 回実施した。この結果、展示会入場者数の合計は 40,631 人（対前年度比約 111%）となった。また、令和 6 年度に新規にホームページで公開したデジタル展示を含めてデジタル展示ページビュー数は 1,665,002 ページビュー（数値目標比約 185%）となった。 ・各展示会については以下のとおり。 （1）常設展（東京本館、つくば分館） ・東京本館においては、近代以降の歴史的な事象に関する所蔵資料（複製）を展示する基本展示「日本のあゆみ」と、シンボル展示として「日本国憲法」（複製）の展示を昨年度に引き続き実施した。 ・特別展・企画展開催期間中を除く常設展入場者数は、合計 4,245 人であった。 ・基本展示「日本のあゆみ」の広報パネルを作成し、特別展・企画展の広報パネルを掲出していない期間に掲出することで、誘客を図った。 ・つくば分館においては、「日本国憲法」、「終戦の詔書」、「戊辰所用錦旗軍旗真図」及び「常陸国絵図」（いずれも複製）等を通年で展示したほか、常設展示目録を来館者に無料で配布した。企画展開催期間中を除く常設展入場者数は 430 人であった。 （2）特別展（東京本館） ・特別展は令和 6 年度に 3 回実施し、入場者数は合計 19,344 人であった。	＜評価と根拠＞ 評価：A 重要度：高とされた、展示等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることについて、常設展・特別展・企画展・館外展を適切に開催し、展示会入場者数は 40,631 人となった。また、新館における展示・学習機能を充実させるため、若年者層向けのまなびシートの作成やイベントを開催した。 各展示会の満足度は、アンケートで「満足」「まあ満足」の結果が、春の特別展が 98%、夏の特別展が 98%、第 1 回が 98%、第 2 回が 99%、第 3 回が 96%と、非常に高く、魅力ある質の高い展示を提供していると言える。 特別展は、春の特別展「夢みる光源氏—公文書館で平安文学ナナメ読み！—」及び夏の特別展「お札に描かれた人物—公文書で見る紙幣の歴史—」を開催した。夏の特別展の開催に当たっては、独立行政法人国立印刷局 お札と切手の博物館より関係資料の画像、動画を借用し、キャプションを付してパネル等で展示するなど、可能な限り他機関と連携して展示会を開催した。さらに、音声ガイドの提供を実施した。この他、記念講演会や展示解説会の館内開催、SNS による情報発信など、入場者数の増加を図るための取組を実施した。また、令和 5 年度同様、集客を図るため近隣のイベント等に合わせて、令和 7 年 3 月 20 日から、令和 7 年春の特別展「書物がひらく泰平—江戸時代の出版文化—」を開催した（～令和 7 年 5 月 11 日）。 また、夏の特別展、第 2 回・第 3 回企画展で、これまで当館の主たる来館者層ではなかった若年者層向けに、まなびシートを作成し、当該年齢層に対して各展示会及び	＜評価に至った理由＞ 展示等の実施について、令和 6 年度は特別展を 3 回、企画展を 3 回、館外展を 1 回開催するとともに、デジタル展示を新たに 1 点公開している。展示会入場者数は合計 40,631 人（令和 5 年度比約 111%）と増加し、来館者のアンケート調査結果における来館者の各展示に対する満足度は非常に高いものとなっている。また、SNS による情報発信や展示会に関連の深い機関、団体等へのポスター、リーフレット送付などの取組で展示会入場者数の増加に努めている。 特別展では、展示に当たって資料の借用など関係機関と連携し、関連行事として記念講演会や展示解説会を開催している。令和 6 年春の特別展は年度をまたぐ形で開催し、人通りが増える皇居周辺の桜の開花に時期を合わせるなど来館の促進を図っていることは評価できる。 企画展（東京本館 3 回、つくば分館 1 回）の開催に当たっては、展示解説会の開催や、会期中に「日本国憲法」、「令和の書」などの原本特別展示を行うなど、入場者数の増加を図る取組を実施している。つくば分館では、つくば市が主催する小中学生向け教育イベント事業に参	

40,000 人以上

・デジタル展示ページビュー数：900,000
ページビュー以上

デジタル展示ページビュー数：900,000
ページビュー以上

公文書館で平安文学ナナメ読み！ー

(41 日)
(※3/16 から開催)

全体では
11,195 人

令和 6 年夏の特別展「お札に描かれた人物ー公文書で見る紙幣の歴史ー

7/20～9/16
(58 日)

8,118 人

令和 7 年春の特別展「書物がひらく泰平ー江戸時代の出版文化ー

3/20～5/11

2,682 人
(3/31 まで)

・令和 6 年春の特別展では、敬宮愛子内親王殿下が 5 月 11 日に御来臨され、展示を御観覧された。

・令和 6 年夏の特別展では、鎮目雅人早稲田大学政治経済学術院政治経済学部教授に委嘱し、展示会の企画や図録の内容等について監修を受けた。

・当館所蔵資料に加え、独立行政法人国立印刷局 お札と切手の博物館から展示の内容に関係する画像、動画を借用し、パネル展示及び展示ホール中央モニタにて放映した。

・鈴木俊一財務大臣が 8 月 8 日に来館され、展示を御覧になった。

・また、以下の関連行事を令和 6 年度に実施した。

関連行事名	開催日（公開日）	参加者数
令和 6 年春の特別展 「夢みる光源氏ー公文書館で平安文学ナナメ読み！ー」記念講演会 ・佐々木孝浩氏（慶應義塾大学附属研究所斯道文庫教授） 「物語を伝えた器（うつわ）ー日本書物史における源氏物語ー」	4/26 開催 （4 階会議室（事前予約制））	65 人

当館の認知度向上並びに理解促進を図った。

常設展について、昨年度に引き続き常設展示資料に解説を付したパンフレットを展示会場で配布するなどの取組を行ったほか、新たに広報パネルを作成・掲出した。

企画展は「1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道」等時宜を捉えた 3 回の実施をするなど幅広い来館者層の誘致に努めた。特に、第 2 回企画展においては、ぬりえの配布、第 3 回企画展においては、千代田区内の私立中学校・高校に簡易図録を送付するなど、若年層の誘致を行った。会期中に 2～3 回ずつ展示解説会を開催するなど、利用者の満足度向上に努めた。「東京文化財ウィーク 2024」への参加や資料の借用を通じ、関係機関との連携を深め、展示の魅力向上を図った。時宜に即した特別企画として、「日本国憲法」、「平成の書」、「令和の書」等の原本特別展示及び特別展示を計 11 回行い、入場者数増加の取組を実施した。

また、つくば分館においても、「いただきますー公文書でえがく学校給食ー」を開催し、児童・生徒等に当館所蔵資料に興味をもってもらえるよう、展示手法に工夫を凝らした。

館外展について、「芳賀町町制施行 70 周年記念 令和 6 年度国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと芳賀町」を適切に実施した。

これらの取組の結果、目標数値として設定された展示会入場者数については、40,631 人（数値目標比約 102%）と、目標を達成することができた。

また、デジタル展示ページビュー数については、「書物を愛する人々」を新たに制作・公開し、アクセス数を伸ばした。さらに、当館 SNS で、過去に作成したデジタル展示について、デジタル展示の内容紹介や、デジタル展示で使用されている資料を

加し、子供たちに国立公文書館の所蔵資料に興味を持ってもらえるよう展示手法に工夫を凝らすなどしている。

また、デジタル展示については、総ページビュー数は 1,665,002 ページビューと年々増加しており、数値目標を大きく上回っている（数値目標比約 185%）ことは大いに評価できる。さらに、SNS で過去に作成したデジタル展示の内容を紹介し、デジタル展示のページへ誘導するなど利用者の拡大を図る積極的な取組を行っていると認められる。

以上のような実績により、展示等の実施に関して、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから A と評価する。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

引き続き、展示内容や企画を工夫し、デジタル展示についても充実に努めるなど国民の歴史公文書等への関心を高めるための取組を行うこと。

＜その他事項＞

特になし。

				令和 6 年夏の特別展 「お札に描かれた人物 —公文書で見る紙幣の 歴史—」記念講演会 ・鎮目雅人氏(早稲田大 学政治経済学術院政治 経済学部教授) 「渋沢栄一と近代貨 幣・銀行制度の成立」 8/28 開催 (4 階会議室 (事前予約 制)) 56 人	紹介し、同展示へ誘導するなどの取組を行 った結果、1,665,002 ページビュー（数値 目標比約 185%）と、目標を達成すること ができた。 新館を見据えた展示・学習機能充実のため、特に若年層を対象とした、以下の取組 を行った。 展示では、夏の特別展の関連イベントと して、「歴史没入型脱出ゲーム イマーシ ブサワ」を実施したほか、「まなびシート」 を夏の特別展、第2回企画展、第3回企画 展で配布した。 学習支援では、主に中高生とその教員を 対象とする学習コンテンツを製作し、館ホ ームページ等で公開した。製作にあたり、 現役教員からの助言を反映するなど、学校 現場で活用しやすい内容となるよう努め た。 以上、数値指標にあつては、展示会入場 者数 40,631 人（数値目標比約 102%）、デ ジタル展示ページビュー数 1,665,002 ペ ージビュー（数値目標比約 185%）と目標 を上回る成果を上げるとともに、時宜を得 た特別展、企画展、デジタル展示の作成等 を実施することで、魅力ある質の高い展示 の実施に取り組むことができたことから、 所期の目標を質的及び量的に上回る成果 が得られていると認められるため、Aと評 価する。 ＜課題と対応＞ 訴求力のあるテーマ選定や他機関資料 の借用、展示方法の工夫等を行うほか、関 連行事等も積極的に企画し、引き続き、魅 力ある質の高い展示の実施に取り組む。	
--	--	--	--	--	--	--

- ・記念講演会を事前予約制とし、当館4階会議室で開催した。
- ・展示企画担当者による展示解説会を、事前予約制で春の特別展で2回（4/15、5/8）、夏の特別展で3回（7/26、8/14、9/2）開催した。合計で162名の参加があった。
- ・展示会の広報に際しては、従来のポスター・リーフレット配布先に 加え、展示会に関連の深い機関や団体等へも送付し、展示会の周知を図った。
- ・来館者誘致のため、駅貼り広告の掲出、プレスリリースの配信等を行 った。
- ・春の特別展では、展示ホール中央モニタで、当該展示会に係る平安文学や当館所蔵資料群等に関する用語を説明する動画を放映し、来館者の理解を促すよう努めた。
- ・夏の特別展では、若年層への当館の認知度向上及び所蔵資料の利用の促進を図るため、当該展示会に係るイベント「歴史没入型脱出ゲームイマーシブサワ」を4日間（8/2、8/7、8/21、8/23）開催した。参加者の募集にあたっては、駅貼り広告、SNS、インフルエンサーを活用するなどした情報発信を中心に、イベントの開催、参加者募集に特化した広報活動を行い、4日間で合計302名が参加した。
- ・夏の特別展では、展示の内容を紹介する音声ガイドを作成し、会場で提供した。提供にあたっては、展示室内にフリーWi-Fiのルーターを設置し、来場者の個人端末で利用する方法とした。ガイドは7トラックで構成し、会期中の再生回数は、1トラックあたり最大476回、7トラック全体で1,965回であった。
- ・令和7年3月20日から、令和7年春の特別展「書物がひらく泰平—江戸時代の出版文化—」を開催した(会期は令和7年5月11日まで)。関連イベントとして、展示企画担当者による展示解説会を、事前予約制で3月28日に開催し37名の参加があった。3月31日までの入場者数は、2,682人であった。
- ・展示ホール中央モニタで、当該展示会に係る近世文学や当館所蔵資料群等に関する用語を説明する動画を放映し、来館者の理解を促すよ

			う努めた。 ・展示の内容を紹介する音声ガイドを作成し、会場で提供した。提供にあたっては、展示室内にフリーW i - F i のルーターを設置し、来場者の個人端末で利用する方法とした。ガイドは8トラックで構成した。 (3) 企画展（東京本館、つくば分館） ・東京本館において、令和6年度に3回の企画展を行った。 ・企画展全体での入場者数は、13,268人であった。 <table><tr><th>タイトル</th><th>開催期間</th><th>入場者数</th><th>満足度「満足」・ 「まあ満足」</th></tr><tr><td>第1回 1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道</td><td>6/1～6/30 (29日)</td><td>2,280人</td><td>98%</td></tr><tr><td>第2回 龍一 日常にとけこむ神秘一</td><td>10/19～12/15 (56日)</td><td>7,842人</td><td>99%</td></tr><tr><td>第3回 「普選」と「婦選」一選挙権の拡大とその歴史一</td><td>1/18～2/24 (38日)</td><td>3,146人</td><td>96%</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>13,268人</td><td></td></tr></table> ・展示会の主要な資料を紹介する簡易図録について、A3判2枚8ページで制作し、利用者の満足度向上に寄与した。 ・昨年度に引き続き、展示企画担当者による展示 解説会を、事前予約制で開催した。第1回企画展（R6.6/5、6/19）は39名、第2回企画展（R6.10/28、11/15、12/9）は98名、第3回企画展（R7.1/27、2/12）は69名の参加があり、その合計は206名であった。 ・ポスター・リーフレットについては、従来の配布先に加え、各展示会に関連の深い機関や団体等へも送付し、展示会の周知を図った。特に第3回企画展では、千代田区内の私立中学校・高校に簡易図録を送付するなど、若年層の誘致にも努めた。 ・第1回企画展では、東京都公文書館から、フィルム映像の「特集 大東京」ほか関連資料の画像を借用し、パネル化し展示した。また早稲	タイトル	開催期間	入場者数	満足度「満足」・ 「まあ満足」	第1回 1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道	6/1～6/30 (29日)	2,280人	98%	第2回 龍一 日常にとけこむ神秘一	10/19～12/15 (56日)	7,842人	99%	第3回 「普選」と「婦選」一選挙権の拡大とその歴史一	1/18～2/24 (38日)	3,146人	96%	合計		13,268人			
タイトル	開催期間	入場者数	満足度「満足」・ 「まあ満足」																						
第1回 1964 公文書で見る東京オリンピック開催への道	6/1～6/30 (29日)	2,280人	98%																						
第2回 龍一 日常にとけこむ神秘一	10/19～12/15 (56日)	7,842人	99%																						
第3回 「普選」と「婦選」一選挙権の拡大とその歴史一	1/18～2/24 (38日)	3,146人	96%																						
合計		13,268人																							

				田大学歴史館から、オリンピックトーチ、友情のメダルを借用し、6月21日～30日の間、特別に展示した。 ・室伏広治スポーツ庁長官、日本オリンピックズ協会・小谷実可子会長、三宅義行氏、三宅宏実氏らを招致した。 ・第2回企画展では、東京都教育庁主催の「東京文化財ウィーク 2024」に参加し、当館所蔵の重要文化財3点を展示した。東京都による広報（WEB及び広報誌）、文化財カードの作成・設置等行い、更なる展示会の広報に努めた。 ・展示ホール中央モニタで、展示中の重要文化財を含む、当館所蔵の主な重要文化財を紹介する動画を作成し、展示期間中に放映した。 ・こども向けコンテンツとして、展示資料の龍の画像をぬりえ体験できるコーナーを設置し、若年層の誘致に努めた。 ・第3回企画展では、内閣総務官室から平成27年の公職選挙法等の一部を改正する法律の閣議書・御署名原本を借用し、展示したほか、総務省、衆議院憲政記念館などから資料や画像データ等を借用し、展示内容の充実を図った。また、千代田区選挙管理委員会から投票箱及び記載台を借用の上、アンケート回収箱・記載台として展示会場に設置し、関心の惹起を図った。 ・展示ホール中央モニタで、当館が製作した学習コンテンツ（男子普通選挙及び女性参政権の動画）の上映を行ったほか、学習コンテンツについてのリーフレットを会場入口で配布するなど、展示会と学習コンテンツを連携させた取組を実施した。 ・令和6年度に時宜に即した特別企画として、以下の原本特別展示及び特別展示を常設展示室にて行い、入場者数の増加を図るための取組を実施した。 （原本特別展示） 「平成の書」、「令和の書」：3月23日～4月7日 「日本国憲法」：4月26日～5月6日 「終戦の詔書」：8月10日～8月18日 「公文附属の図・勅語類・（一五）国会開設之勅諭」：9月28日～10月11日 「公文附属の図・五号 新橋横浜間鉄道之図」：10月12日～25日 「大日本帝国憲法」：11月23日～12月1日 「改元の詔書（昭和）」：12月21日～令和7年1月11日 「庶物類纂図翼」：2月26日～3月15日 「平成の書」：3月17日～3月30日 「令和の書」：3月25日～4月6日 （特別展示）「ノーベル平和賞金メダル」：12月3日～15日 ・つくば分館では、1回の企画展を行い、企画展全体での入場者数は1,860人であった。		
--	--	--	--	--	--	--

			<table><tr><th>タイトル</th><th>開催期間</th><th>入場者数</th></tr><tr><td>いただきますー公文書でえがく学校給食ー</td><td>7/20～8/31 (36日間)</td><td>1,860人</td></tr></table> ・「いただきます～公文書でえがく学校給食～」は、つくば市が主催する全国の小中学生向け教育イベント「つくばちびっ子博士 2024」事業（7/20～9/1）に参加し開催した。また、展示内容に関する謎解き問題を作成し、展示パネルの周辺に設置するとともに、来館者に問題用紙を配布するなど、特に児童・生徒等に当館所蔵資料に興味をもってもらえるよう、展示手法に工夫を凝らした。 （４）館外展 ・令和６年度の開催会場選定に際しては、昨年度に引き続き、原本展示に加え、パネル展示も選択肢に取り入れて公募を行った。その結果、５館の応募があった。 ・芳賀町総合情報館において、共催展示「芳賀町町制施行 70 周年記念 令和６年度国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと芳賀町」を開催した。当館所蔵資料と芳賀町総合情報館の所蔵資料等をあわせてパネル展示を行い、入場者は 1,484 人であった。関連行事として、館職員が展示解説会を行った（11 月 2 日実施）。 <table><tr><th>タイトル</th><th>開催期間</th><th>展示資料</th><th>入場者数</th></tr><tr><td>芳賀町町制施行 70 周年記念 令和６年度国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと芳賀町</td><td>10/5～11/17 (37日)</td><td>28点 (うち館所蔵資料 24 点)</td><td>1,484人</td></tr></table> （５）デジタル展示 ・過去の展示（平成 28 年度第 3 回企画展）の内容を再構成したデジタル展示「書物を愛する人々」を作成し、令和 7 年 3 月 19 日に館のホームページで公開した。新規公開を含めて、令和 6 年度のデジタル展示の総ページビュー数 1,665,002 ページビュー（数値目標比約 185%）であった。 ・当館 SNS で、過去に作成したデジタル展示の内容紹介や、デジタル展示で使用されている資料を紹介し、デジタル展示のページへ誘導するなどの取組を行った。 （６）貸出し ・他機関で実施されている展示に共催に関わったものを除き、令和 6 年度において 9 機関に対して 63 冊の貸出しを行った。 ・貸出しに当たっては事前の確認等を丁寧に行ったほか、軽微な破損が見	タイトル	開催期間	入場者数	いただきますー公文書でえがく学校給食ー	7/20～8/31 (36日間)	1,860人	タイトル	開催期間	展示資料	入場者数	芳賀町町制施行 70 周年記念 令和６年度国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと芳賀町	10/5～11/17 (37日)	28点 (うち館所蔵資料 24 点)	1,484人	
タイトル	開催期間	入場者数																
いただきますー公文書でえがく学校給食ー	7/20～8/31 (36日間)	1,860人																
タイトル	開催期間	展示資料	入場者数															
芳賀町町制施行 70 周年記念 令和６年度国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと芳賀町	10/5～11/17 (37日)	28点 (うち館所蔵資料 24 点)	1,484人															

			られる資料については、修復を行う等、資料の取扱いに最大限配慮して積極的に貸出しを行った。 <table><tr><th colspan="6">貸出実績</th></tr><tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>貸出機関数</td><td>7</td><td>7</td><td>15</td><td>12</td><td>9</td></tr><tr><td>貸出冊数</td><td>39</td><td>33</td><td>57</td><td>92</td><td>63</td></tr></table> (7) 学習コンテンツの製作 ・新館に求められる「展示・学習」機能充実のため、令和6年度における新たな取組として、当館所蔵資料を用いた学習コンテンツを製作し、館ホームページで公開した（1/21～）。 ・学習コンテンツは、中高生向けの「動画・クイズ」と、教員向けの「資料集」から構成した。令和6年度の製作テーマ及び点数は、以下の通り。 <table><tr><th colspan="4">学習コンテンツ製作テーマ及び点数</th></tr><tr><th>テーマ</th><th>動画</th><th>クイズ</th><th>資料集</th></tr><tr><td>男子普通選挙</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>女性参政権</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>新橋横浜間鉄道開業</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>学制～小学校令</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>教育基本法</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>合計</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td></tr></table> ※表中の「○」は令和6年度製作のテーマ、「—」は未製作のテーマ ・「動画・クイズ」は、キャラクターによる解説を通して、教科書に載っている歴史的な出来事を、中高生が楽しく学べる内容とした。「資料集」は、複数の資料を解説とともに紹介し、授業における「問い」の提案を行うなど、教員がテーマをより深掘りできる内容とした。動画・クイズ・資料集に、共通する当館所蔵資料をとりあげるなど、各コンテンツが相互に関連し、学習者の理解をより深められるよう工夫した。 ・コンテンツ製作にあたり、現任教員及び有識者からの助言を反映するなど、学校現場で活用しやすい内容となるよう努めた。 ・コンテンツ製作後の普及活動等については、「1－1－7 利用者層の拡大に向けた取組」に記載。 ・今後のコンテンツ製作に向けて、他機関所蔵資料を用いて内容充実をはかる観点から、以下の5機関が所蔵する資料について訪問調査等を実施し、画像使用にあたっての注意点等を確認した。 外務省外交史料館、日本銀行金融研究所アーカイブ、神奈川県立公文書館、福井県文書館、沖縄県公文書館	貸出実績							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	貸出機関数	7	7	15	12	9	貸出冊数	39	33	57	92	63	学習コンテンツ製作テーマ及び点数				テーマ	動画	クイズ	資料集	男子普通選挙	○	○	○	女性参政権	○	○	○	新橋横浜間鉄道開業	—	—	○	学制～小学校令	—	—	○	教育基本法	—	—	○	合計	2	2	5		
貸出実績																																																													
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																								
貸出機関数	7	7	15	12	9																																																								
貸出冊数	39	33	57	92	63																																																								
学習コンテンツ製作テーマ及び点数																																																													
テーマ	動画	クイズ	資料集																																																										
男子普通選挙	○	○	○																																																										
女性参政権	○	○	○																																																										
新橋横浜間鉄道開業	—	—	○																																																										
学制～小学校令	—	—	○																																																										
教育基本法	—	—	○																																																										
合計	2	2	5																																																										

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－6	デジタルアーカイブの運用及び充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 23 条（利用の促進）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
デジタル化：新規提供コマ数	210 万コマ以上	－	約 210 万コマ	約 210 万コマ	約 213 万コマ	約 212 万コマ	約 211 万コマ	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
（達成率）	－	－	100%	100%	101%	101%	100%	決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
デジタルアーカイブ総ページビュー数（目標値）	令和 5 年度から目標値を設定					8, 000, 000 ページビュー	8, 000, 000 ページビュー	経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
（実績値）						9, 180, 783 ページビュー	9, 675, 321 ページビュー	経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
デジタル画像作成率	－	－	22. 5%	23. 7%	24. 9%	25. 9%	26. 9%	行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
デジタルアーカイブアクセス数	－	－	1, 117, 313 件	575, 936 件	658, 041 件	706, 567 件	691, 870 件	従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	ii) 館の保存する特定	ii) インターネットに	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A

歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進すること。 また、新館に向けてデジタル技術の活用を推進し、利用手続のオンライン化の検討を行うなど、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の声も踏まえ、デジタルアーカイブの加速化を図ること。 （再掲）【重要度：高】 展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。 【指標】 - デジタル化：新規提供コマ数 210 万コマ以上 - デジタルアーカイブの総ページビュー数:800 万ページビュー以上	より所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを加速化するため、利用手続のオンライン化の検討を行うなど新館に向けてデジタル技術の活用を推進し、利用者の利便性向上を図る。 その際、利用者の声や国立国会図書館等の先行事例をも踏まえるものとする。	- デジタル化：新規提供コマ数 210 万コマ以上 - デジタルアーカイブの総ページビュー数：800 万ページビュー以上 <その他の指標> - デジタルアーカイブ等システムの運用状況 <評価の視点> 計画的な所蔵資料のデジタル化が実施できているか。	- 紙資料から直接デジタル化する方法により、2,106,354 コマ（28,240 冊）のデジタル化を行い、館デジタルアーカイブへ登載した。これにより、令和 6 年度末までに約 3,430 万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上（アジア歴史資料センターへのリンクによる提供分を除く）、インターネットで提供している。その他、多聞櫓文書 92,869 コマ（21,766 点）のデジタル化を行い、令和 7 年度 4 月以降に館デジタルアーカイブへ登載する予定である。 - 令和 6 年度も複製物作成計画等に基づきデジタル化を実施した結果、特定歴史公文書等のデジタル画像の作成率は、26.9%となった。 <table><tr><th colspan="6">特定歴史公文書等のデジタル化の状況</th></tr><tr><th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr><tr><td>特定歴史公文書等の所蔵冊数（冊）</td><td>1,560,537</td><td>1,605,127</td><td>1,651,520</td><td>1,701,237</td><td>1,746,894</td></tr><tr><td>館デジタルアーカイブ提供冊数（冊）</td><td>350,752</td><td>380,787</td><td>410,524</td><td>440,890</td><td>469,165</td></tr><tr><td>作成率（%）</td><td>22.5</td><td>23.7</td><td>24.9</td><td>25.9</td><td>26.9</td></tr></table> - デジタル化に当たっては、ウェブアンケートを実施し、内閣文庫資料のデジタル化に係るニーズ等を把握した。 <table><tr><th colspan="6">利用者の要望を踏まえた内閣文庫のデジタル化の状況</th></tr><tr><th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr><tr><td>紙からデジタル化した資料（冊）</td><td>350,625</td><td>380,660</td><td>410,394</td><td>440,750</td><td>468,990</td></tr><tr><td>内閣文庫（冊）</td><td>232,468</td><td>262,182</td><td>290,527</td><td>319,988</td><td>345,553</td></tr><tr><td>紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合（%）</td><td>66.3</td><td>68.9</td><td>70.8</td><td>72.6</td><td>73.7</td></tr></table> - デジタルアーカイブ等システムについては、適切に運用することにより、同システム上で提供する館デジタルアーカイブ及びアジア歴史資料センター資料提供システムの各サービスに係る安定稼働を確保した。	特定歴史公文書等のデジタル化の状況							令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	特定歴史公文書等の所蔵冊数（冊）	1,560,537	1,605,127	1,651,520	1,701,237	1,746,894	館デジタルアーカイブ提供冊数（冊）	350,752	380,787	410,524	440,890	469,165	作成率（%）	22.5	23.7	24.9	25.9	26.9	利用者の要望を踏まえた内閣文庫のデジタル化の状況							令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	紙からデジタル化した資料（冊）	350,625	380,660	410,394	440,750	468,990	内閣文庫（冊）	232,468	262,182	290,527	319,988	345,553	紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合（%）	66.3	68.9	70.8	72.6	73.7	評定：A 重要度：高とされた、デジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることについては、複製物作成計画等に基づきデジタル化を実施して、2,106,354 コマをデジタル化し、インターネット上で公開したことにより、目標を達成した。これにより、令和 6 年度末までに、約 3,430 万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上（アジア歴史資料センターへのリンクによる提供分を除く）、インターネットで提供している。 また、デジタルアーカイブ等システムは、適切な運用により、システムの安定稼働を確保し、利用者の利便性向上を図るとともに、デジタルアーカイブの利用促進に向けた情報発信にも積極的に取り組み、令和 6 年度のデジタルアーカイブの総ページビュー数は、9,675,321 ページビュー（数値目標比約 121%）と、目標を達成することができた。 新たに整備する利用者サービスシステム及び資料管理システムについて、外部委託により調査検討を行い、利用手続のオンライン化の検討を行うなど新館に向けてデジタル技術の活用を推進した。その際に、利用者の声や国立国会図書館等の事例を踏まえ検討を進めた。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、A と評価する。 <課題と対応>	<評定に至った理由> 資料のデジタル化について、令和 6 年度複製物作成計画に基づき、約 211 万コマのデジタル画像を新規に作成している。 デジタルアーカイブのページビュー数の増加のため、資料やリンクの情報などの SNS 発信を継続的に実施し、実績が 9,675,321 ページビューと数値目標を大きく上回った（数値目標比約 121%）ことは評価できる。 デジタルアーカイブ等システムの適切な運用により、システムの安定稼働を確保するとともに利用者の利便性向上を図っている。 以上のような実績により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから A と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組み、充実を図るとともにシステムの安定稼働を確保すること。 <その他事項> 特になし。
特定歴史公文書等のデジタル化の状況																																																																	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																												
特定歴史公文書等の所蔵冊数（冊）	1,560,537	1,605,127	1,651,520	1,701,237	1,746,894																																																												
館デジタルアーカイブ提供冊数（冊）	350,752	380,787	410,524	440,890	469,165																																																												
作成率（%）	22.5	23.7	24.9	25.9	26.9																																																												
利用者の要望を踏まえた内閣文庫のデジタル化の状況																																																																	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																												
紙からデジタル化した資料（冊）	350,625	380,660	410,394	440,750	468,990																																																												
内閣文庫（冊）	232,468	262,182	290,527	319,988	345,553																																																												
紙からデジタル化した資料に占める内閣文庫の割合（%）	66.3	68.9	70.8	72.6	73.7																																																												

				館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス数						引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組む。	
					令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
				アクセス件数	856, 575	1, 117, 313	575, 936	706, 567	691, 870		
- 資料や館デジタルアーカイブへのリンク等情報を SNS により継続的に発信することや、広報誌『国立公文書館ニュース』38 号で館デジタルアーカイブの検索方法を紹介すること、館デジタルアーカイブの取組紹介を実施すること等により、評価指標である館デジタルアーカイブの総ページビュー数は、9, 675, 321 ページビュー（数値目標比約 121%）であった。 - 新館基本計画を踏まえ、新たに整備する利用者サービスシステム及び資料管理システムについて、外部委託により調査検討を行った。 検討に当たっては、特定歴史公文書等の受入れから保存、利用に関する業務のデジタル化、利用手続きのオンライン化の検討を行うこととし、国の指針を踏まえ現行業務体系の見える化や利用者意見の収集を行った。また、海外の国立公文書館や国立国会図書館における事例や新たなデジタル技術の把握、システムの効率的な整備方法の検討などを行った。これらの作業を踏まえ、デジタル技術を活用した対応方策等について整理し、基本構想としてとりまとめた。 - また、新館に向けて、館デジタルアーカイブにおける利用者の利便性向上を図るため、OCR 等デジタル技術の活用について、国立国会図書館等の先行事例の把握、取組に向けた事前調査を行った。											

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－7	利用者層の拡大に向けた取組		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 16 条（利用請求）、第 23 条（利用の促進）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号（利用）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国立公文書館ニュース発行回数	－	－	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
見学者数（件数）	－	－	33 件	40 件	88 件	108 件	134 件	決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
（人数）	－	－	297 人	285 人	779 人	1, 490 人	1, 898 人	経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
土曜日の閲覧室開室日数	－	－	36 日	46 日	48 日	50 日	48 日	経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
土曜日の閲覧者数	－	－	399 人	491 人	659 人	772 人	838 人	行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
特別展の土日・祝日開催日数	－	－	－ ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	5 日	22 日	27 日	40 日	従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数
特別展の土日・祝日入場者数	－	－	－ ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	923 人	2, 772 人	3, 508 人	10, 298 人						
企画展の土日・祝日開催日数	－	－	57 日	65 日	60 日	55 日	42 日						
企画展の土日・祝日入場者数	－	－	3, 590 人	3, 169 人	7, 255 人	11, 380 人	6, 277 人						
国際アーカイブズの日記念公開	－	－	－ ※新型コロナウイルス	117 人 ※国際アーカイ	174 人 ※うちオンライ	200 人 ※うちオンライ	251 人 ※うちオンライ						

	講演会参加者			イルス感染症拡大により中止	ブズ週間記念講演会として実施	ン 115 人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施	ン 119 人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施	ン 162 人 ※国際アーカイブズ週間記念講演会として実施						
	S N S フォロワー数	—	—	55,600 件	60,814 件	68,691 件	71,315 件	73,839 件						
	「友の会」会員数	—	—	770 人	633 人	612 人	658 人	632 人						

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

※令和元年度より企画展開催日を日曜及び祝日まで拡充。平成 30 年度の企画展入場者数には、各年度の日曜及び祝日の入場者数を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																										
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価								主務大臣による評価																																																														
				業務実績						自己評価																																																																
	iii) 各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。 また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。 さらに、SNS等による国内外への積極的な情報発信を通じて公文書館等に対する理解や関心を高めること。 (再掲)【重要度：高】展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文	iii) 各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供する。 また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施する。 さらに、SNS等による国内外への積極的な情報発信を通じて公文書館等に対する理解や関心を高める。	＜主な定量的指標＞ ・なし ＜その他の指標＞ ・国立公文書館ニュース発行回数 ・見学等の受入数 ・土曜日の閲覧室開室日数 ・土曜日の閲覧者数 ・特別展及び企画展の土日・祝日開催日数 ・特別展及び企画展の土日・祝日入場者数 ・国際アーカイブズの日記念講演会参加者数 ・SNSフォロワー数 ・「友の会」会員数 ＜評価の視点＞ 利用者層の拡大に向けた取組を実施したか。	＜主要な業務実績＞ ・令和6年度の館主催見学ツアーとして、親子（7月）、中学生・高校生（8月）、友の会（1月）、大学生（2月）、教員（3月）を対象とするツアーを実施した。あわせて、ふらっとツアーを計12回実施した。 ・また、つくば分館でも公募による見学ツアー（4月）を3日間（土日を含む）開催した。 ・令和6年度における見学等の受入数については、134件、1,898人となった。 バックヤードツアー等見学者の受入数						<table><tr><th>年度</th><th colspan="2">令和2年度</th><th colspan="2">令和3年度</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th></tr><tr><td>東京本館</td><td>31</td><td>291</td><td>39</td><td>281</td><td>87</td><td>775</td><td>96</td><td>1,236</td><td>118</td><td>1,567</td></tr><tr><td>つくば分館</td><td>2</td><td>6</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>4</td><td>12</td><td>254</td><td>16</td><td>331</td></tr><tr><td>合計</td><td>33</td><td>297</td><td>40</td><td>285</td><td>88</td><td>779</td><td>108</td><td>1,490</td><td>134</td><td>1,898</td></tr></table>		年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		区分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	東京本館	31	291	39	281	87	775	96	1,236	118	1,567	つくば分館	2	6	1	4	1	4	12	254	16	331	合計	33	297	40	285	88	779	108	1,490	134	1,898	＜評定と根拠＞ 評定：A 重要度：高とされた、館への理解や利用者層の拡大を図ることについては、各種の取組を着実に実施した。 館主催見学ツアーやバックヤードツアー等を実施し、見学受入数は、134件(対昨年度比124%)、1,898人となり、多くの利用者に来館いただいた。 児童・生徒等に公文書等に触れる機会を提供するために、中学校・高等学校への出前授業、教員向けツアーの開催等、教育機関との連携に積極的に取り組んだ。 東京本館では、毎週土曜日に閲覧室を開室し、引き続き閲覧室利用者の利便性を向上させた。 土日・祝日における展示開催について、特別展及び企画展の日祝日開催を着実に実施した。その結果、特別展及び企画展の土日・祝日入場者数は、16,575人(令和6年度の入館者数の約40%)となり、入場者数の		<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ 利用者層の拡大に向けて、バックヤードツアー等の見学で、前年度に比較して大幅な増となる134件、1,898人の受入れを実施したことは評価できる。 また、中学・高校（各1校）に対し、新たに製作した学習コンテンツ等を用いた出前授業や館内見学、原本閲覧体験を実施したほか、小中高の教員を対象とする教員向けツアーの開催や、こども霞が関デーへの参加など幅広い層に対して国立公文書館への理解を深める取組を行っている。 閲覧室について毎週土曜日に開室するほか、特別展及び企画展開催中は日曜日・祝日も開館し、利用者の利便性を向上させている。 情報発信として、「国立公文書館ニュース」の4回の発行、</td></tr></table>		評定	B	＜評定に至った理由＞ 利用者層の拡大に向けて、バックヤードツアー等の見学で、前年度に比較して大幅な増となる134件、1,898人の受入れを実施したことは評価できる。 また、中学・高校（各1校）に対し、新たに製作した学習コンテンツ等を用いた出前授業や館内見学、原本閲覧体験を実施したほか、小中高の教員を対象とする教員向けツアーの開催や、こども霞が関デーへの参加など幅広い層に対して国立公文書館への理解を深める取組を行っている。 閲覧室について毎週土曜日に開室するほか、特別展及び企画展開催中は日曜日・祝日も開館し、利用者の利便性を向上させている。 情報発信として、「国立公文書館ニュース」の4回の発行、	
				年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和5年度		令和6年度																																																												
				区分	件数	人数	件数	人数	件数			人数	件数	人数	件数	人数																																																										
				東京本館	31	291	39	281	87			775	96	1,236	118	1,567																																																										
つくば分館	2	6	1	4	1	4	12	254	16	331																																																																
合計	33	297	40	285	88	779	108	1,490	134	1,898																																																																
評定	B																																																																									
＜評定に至った理由＞ 利用者層の拡大に向けて、バックヤードツアー等の見学で、前年度に比較して大幅な増となる134件、1,898人の受入れを実施したことは評価できる。 また、中学・高校（各1校）に対し、新たに製作した学習コンテンツ等を用いた出前授業や館内見学、原本閲覧体験を実施したほか、小中高の教員を対象とする教員向けツアーの開催や、こども霞が関デーへの参加など幅広い層に対して国立公文書館への理解を深める取組を行っている。 閲覧室について毎週土曜日に開室するほか、特別展及び企画展開催中は日曜日・祝日も開館し、利用者の利便性を向上させている。 情報発信として、「国立公文書館ニュース」の4回の発行、																																																																										

	書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図る上でも重要であるため。		学習コンテンツを活用した。「男子普通選挙」「女性参政権」をテーマに、当館所蔵資料を用いて、1920年代の選挙権拡大に関する議論を、当時の文章から読み解く体験を提供した。生徒によるグループディスカッション等を通じて、資料から得られた気づきを発表する機会を設けた。 高校1年生を対象とした出前授業（6/25、28人参加）では、当館が所蔵する地図資料「全国主要都市戦災概況図」を用いた。最初は資料名を伏せ、全国各地の地図に掲載された様々な情報を手掛かりに、グループで共通点・相違点を見出しながら、資料が作成された目的等を考察する内容とした。 ・東京家政学院中学校と連携し、キャリア学習の一環として、中学生向けに当館の業務紹介等を実施した（2/5、8人参加）。 ・日本私立中学高等学校連合会常任理事会／理事会・評議員会合同会議において、学習コンテンツを含む、当館の学習支援に関する取組について報告した（3/12）。 ・小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした教員向けツアーを開催し、教育機関における当館との連携に関し、意見交換等を行った（3/21、12人参加）。 ・教員等が参加する見学ツアー及びバックヤードツアー開催時に、学習コンテンツの紹介を行った。 ・令和6年度第3回企画展「普選と婦選－選挙権の拡大とその歴史－」にて、「男子普通選挙」と「女性参政権」の学習コンテンツ（動画）を展示ホール中央モニタで放映した。	増加につながった。 館ホームページやSNS等を通じて、館の業務、活動、展示会及び所蔵資料等について積極的に情報を発信するのみならず、館と利用者の交流を推進した結果、フォロワー数は合計 73,839 件（昨年度より 2,524 件増加）となった。 その他、展示会取材、職員へのインタビュー取材、資料撮影等 49 件の取材協力を行った（愛子内親王殿下お成り時の代表取材から派生した報道は、WEBメディア展開多数により最終的な計測は不能なため除く）。とりわけ、NHKの番組「美の壺」やテレビ東京「出沒！アド街ック天国」等の館の業務内容に関する取材協力を行った。加えて、愛子内親王殿下お成り時の館職員の取材対応が放送局側から評価され、日本テレビ「皇室日記」やTBS及びB S TBS「新春 皇室スペシャル」等から追加取材を受け、その後の特別番組にて放送された。 更に、千代田区と連携した各種取組、政府広報室のホームページや広告媒体を活用した広報、国立印刷局等の類縁機関との連携、企画展等の館の取組内容に、関心と呼びそうな個人・団体への個別の案内・発信等、新規取組を含めて、例年以上に多方面への働きかけを行ったことが、例えば、NHK放送博物館における「終戦の詔書」（当館所蔵資料）の8K映像の上映、「衆議院選挙制度に関する協議会」の視察等の、多様な利用者を取り込み、展示会入場者数の増加につながった。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められ、Aと評価する。	SNSの活用（総フォロワー数 73,893 件）により、様々な媒体を通して国民の公文書館等に対する理解や関心を高めようと努めている。 このほか、テレビ番組等への取材協力、千代田区と連携した各種取組など、利用者層の拡大に向け各種取組を行ったことは評価できる。 以上のような実績により、利用者層の拡大に向けた取組について、見学等の受入数が前年度に比較して大幅増となったことは評価できるが、その他の指標も考慮するとB評価が妥当と考えられる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信の強化に取り組むこと。 <その他事項> 特になし。														
広報誌『国立公文書館ニュース』刊行状況 <table><tr><th>号</th><th>刊行日</th><th>内容</th><th>発行部数</th></tr><tr><td>38号</td><td>6/1</td><td>（特集）国立公文書館デジタルアーカイブ検索方法いろいろ</td><td>8,000部</td></tr><tr><td>39号</td><td>9/1</td><td>（特集）連携を通じて様々な活動をする公文書館</td><td>8,000部</td></tr><tr><td>40号</td><td>12/10</td><td>（特集）記録を未来につなぐスペシャリストアーキビスト認証について</td><td>8,000部</td></tr></table>				号	刊行日	内容	発行部数	38号	6/1	（特集）国立公文書館デジタルアーカイブ検索方法いろいろ	8,000部	39号	9/1	（特集）連携を通じて様々な活動をする公文書館	8,000部	40号	12/10	（特集）記録を未来につなぐスペシャリストアーキビスト認証について	8,000部
号	刊行日	内容	発行部数																
38号	6/1	（特集）国立公文書館デジタルアーカイブ検索方法いろいろ	8,000部																
39号	9/1	（特集）連携を通じて様々な活動をする公文書館	8,000部																
40号	12/10	（特集）記録を未来につなぐスペシャリストアーキビスト認証について	8,000部																

41 号	3 / 3	(特集) 見て学ぶ！読んで深める！国立公文書館学習コンテンツ	8,000 部	<課題と対応> 引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信力の強化等に取り組む。	
・積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高め、館と利用者の交流を推進するため、以下に取り組んだ。 ・館の公式アカウントによるSNS（X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram 及び YouTube）を通じたSNS等による国内外への積極的な情報発信を継続的に実施した。海外向けには、EASTICAに伴うセミナーの開催やカザフスタン大統領公文書館からのインターンの受け入れ等の情報発信を実施した。なお、SNSのフォロワー数は合計 73,839 件 であり、内訳はそれぞれ下記のとおり。 X（旧 Twitter）フォロワー数 69,450 件 Facebook ページフォロワー数 2,430 件 Instagram フォロワー数 499 件 YouTube チャンネル登録者数 1,460 件 ・展示会取材、職員へのインタビュー取材、資料撮影等 49 件の取材協力を行った（愛子内親王殿下お成り時の代表取材から派生した報道は、WEBメディア展開多数で最終的な計測が不能につき除く）。とりわけ、NHK BSの番組「美の壺」やテレビ東京「出沒！アド街ック天国」等の取材に協力した。館職員が番組に出演して業務紹介等を行い、館の認知度向上につながる番組内容となるよう努めた。加えて、愛子内親王殿下お成り時の館職員の取材対応が放送局側から評価され、日本テレビ「皇室日記」やTBS及びBS TBS「新春 皇室スペシャル」等から追加取材を受け、その後の特別番組にて放送された。 ・『東京人』（都市出版）において東洋文庫創設 100 周年を機に企画された記事作成に協力した。また、明るい選挙推進協会の協力により都道府県選挙管理委員会連合会が刊行している『月刊選挙』（2025 年 3 月号）にて、企画展「「普選」と「婦選」」観覧のレポート記事が掲載された。 ・新館開館に至るまでの具体的かつ計画的な広報戦略を策定するにあたって、外部有識者の専門知識及び実戦経験に基づき必要な調査・分析をするとともに、館職員へのヒアリングや打ち合わせを行い、広報戦略及びロードマップをとりまとめ、最終報告書を作成した。 ・政府広報室の協力を得て、政府広報オンラインに『お役立ち記事「歴史資料を見て学ぶ国立公文書館！日本国憲法の原本も！」』を掲載（10 月 21 日から継続更新中）したほか、ラジオ番組CM（7 月 28 日・8 月 4 日）、Smart News でのインターネット広告（7 月 22 日～7 月 28 日）、Yahoo!ニュース（7 月 29 日～8 月 4 日）にて、展示会の情報を発信した。 ・夏の特別展の開催に当たっては、同時期に紙幣に関する展示を開催していた独立行政法人国立印刷局及びお札と切手の博物館・貨幣博物館と協力して、相互送客に向けスタンプラリーを実施した。 ・即時的に館の情報を発信するため、友の会会員向けに「国立公文書館ニューズレター」の配信を 10 月より開始し、今年度は 10 回配信した。 ・千代田区の熱中症予防の施策である「ひと涼みスポット」に参加、来館者誘引に貢					

				献した（9月9日～9月30日）。 - 千代田区観光協会との連携関係を構築し、同協会が開催したイベント「Special experience in “The Heart” of Tokyo」（11月20日、21日）や、宮内庁による秋季（12月4日～6日）及び春季（3月29日、4月1日～4日）の皇居乾通り一般公開にあわせて、和綴じ体験イベントを開催し、来館者誘引を図った。 - つくば分館においても、見学ツアー及び夏の企画展の開催の周知を図るため、チラシ・ポスターを作成し、近隣の研究施設や文化施設、つくば市内の地域交流センター、小・中学校等へ配布するなど積極的に周知を行った。また、館の公式アカウントによるSNSのほか、新聞、情報誌及びHP等を通じて、開催情報の発信を積極的に行った。 - 茨城県、つくば市、国立研究機関、民間企業等で構成される「筑波研究学園都市交流協議会」（77機関）に加盟し、他機関との情報交換や、連携を深めるための交流を行った。 - 茨城県立歴史館主催の「歴史館いちょうまつり」に昨年に引き続きつくば分館として出展し、特定歴史公文書等への理解を促進するため、館所蔵の常陸国絵図をパネルにして展示した。来場者には展示したパネルの居住地等の箇所にシールを貼付していただくことで視覚的・体験的に絵図に関心を持っていただくための工夫を施した。来場者にアンケートを実施したほか、当館 Instagram をフォローしていただいた方に分館キャラクターのシールセットを贈呈した。また、国立公文書館デジタルアーカイブの検索・閲覧を実際に体験していただくコーナーを設置し、インターネットによるサービスの周知や利用の促進を図った。 - 令和6年6月6日、「国際アーカイブズ週間」記念講演会を東京都内で開催し、251人が参加した（対面89名、オンライン162名）。同講演会では、浅古弘氏（早稲田大学名誉教授）に「記録の保存・公開と学術研究」、杉本重雄氏（筑波大学名誉教授）に「公文書の電子的な管理・保存・利用の視点」という演題で御講演を頂いた。 - 平成27年9月に発足した「国立公文書館友の会」の、令和6年3月末までの会員数は632人であった。会員向けのサービスとして、広報誌及び特別展図録を送付し、情報提供を行った。また、「友の会」会員の増加への取組として、展示会での呼びかけや、会員継続の案内状送付等を行った。また、諸物価の高騰、郵送費値上げ等を受け、会則を改正して、会費を改定した。 - 令和2年度から活動を開始した、友の会会員を対象とする「国立公文書館友の会ボランティアガイド」を継続して実施した。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－8	地方公共団体、関係機関との連携協力		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号（専門的技術的な助言）、同条第 3 項第 1 号（地方公共団体への技術上の指導又は助言）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指導・助言等の求めがあった場合の対応	100% （令和元年度までは「全てに対応」という目標）	－	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
								決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
								経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
								経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
								行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
								従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	i) 国、独立行政法人	i) 国、独立行政法人	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B

等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図ること。また、地方公共団体等の関係機関における文書管理の取組の促進に係る内閣府の取組の支援を行うこと。	等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。また、地方公共団体等の関係機関における文書管理の取組の促進に係る内閣府の取組の支援を行う。	・地方公共団体からの公文書館の運営に関する技術上の指導・助言等の求めがあった場合の対応 ・(参考指標) 全国の公文書館等との横断検索により連携された機関数 ＜その他の指標＞ ・アーカイブズ関係機関協議会への参加状況 ・地方公共団体からの求めに応じたデジタルアーカイブ化の推進に資するための全国の公文書館等への説明の状況 ・被災公文書等の支援実施状況 ＜評価の視点＞ 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を適切に実施しているか。 公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言、デジタルアーカイブ・システムの普及・啓発のための支援、被災公文書等の救援活動等が適切に実行できているか。	・令和6年度全国公文書館長会議を開催（6月7日）し、104機関・229人（対面100人、オンライン129人）の参加があった。対面・オンラインによるハイブリッド開催とし、公文書館設置を検討している地方公共団体等にも幅広く参加を呼びかけ、「アーキビスト認証の取組報告」のほか、「電子公文書の管理・保存・利用」というテーマのもと、意見交換を行った。 ・アーカイブズ関係機関協議会を開催（令和7年2月28日）し、各機関からの活動報告や意見交換を行うとともに、アーキビスト認証に係る取組の報告等を行った。 ・歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を開催（12月18日）し、各機関からの報告（情報の具体的活用方策・最近の動向）、各機関におけるくん蒸に係る実施状況についての実務的な情報交換を行った。 ・知的財産戦略本部デジタルアーカイブ戦略懇談会及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会に係る取組への対応として、「デジタルアーカイブ推進に関する検討会（第2～5回）」（6月7日、10月18日、令和7年1月31日、3月28日）に参加した。また、ジャパンサーチとの連携について、戦略方針の実行に向けた取組の推進や当館SNSで情報発信等を実施した。 ・館デジタルアーカイブの横断検索連携の実現に向けた技術的支援により、越谷市デジタルアーカイブと館デジタルアーカイブの横断検索が新たに実現した。	全国の公文書館等との横断検索による連携 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>横断検索の連携機関</td><td>20</td><td>24</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>前年度比</td><td>+3</td><td>+4</td><td>+2</td><td>+1</td><td>+1</td></tr></table> ・情報誌『アーカイブズ』を館ホームページにおいて4回公開し、令和6年度に新たに設置された公文書館の紹介、アーキビスト認証に関する高等教育機関からの報告、令和6年度全国公文書館長会議での報告「電子公文書の管理をめぐる国の動向について」及び「国立公文書館における電子公文書等の保存等に関する取組」に係る記事、2024年EASTICA理事会及びセミナーの開催報告等、各機関との連携を深めつつ幅広い情報交換・発信を行った。 ・地方公共団体の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援について、地方公共団体の文書主管課等職員を対象とした内閣府が主催する公文書管理フォーラム（7月30日）において、国立公文書館の取組として、地方公共団体への指導・助言、認証アーキビスト、全国公文書館長会議の開催、アーキビスト認証及び地方公共団体との連携の取組に係る説明を行い、それらの推進に向けて呼びかけを行った。		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	横断検索の連携機関	20	24	26	27	28	前年度比	+3	+4	+2	+1	+1	評定：B 全国公文書館長会議では、104機関・229人の参加があった。対面・オンラインによるハイブリッド開催とし、公文書館設置を検討している地方公共団体等にも幅広く参加を呼びかけ、関係機関との意見交換等を着実に実施し、電子公文書の管理・保存・利用について有益な意見交換が行えた。公文書館の運営に関する地方公共団体からの技術上の指導又は助言については、求めがあったものの全てに対応しており、目標を達成した。 従来からの取組である、館デジタルアーカイブの横断検索連携の実現に向けた技術的支援により、新たに1機関と横断検索が実現したほか、4機関からの求めに応じて「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」についての説明及びデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行った。 地方公共団体の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援については、内閣府主催「公文書管理フォーラム」において、国立公文書館の取組として、地方公共団体への指導・助言、認証アーキビスト、全国公文書館長会議の開催に係る説明を行い、それらの推進に向けて呼びかけを行った。 地方公共団体が設置する委員会・審議会等については、職員派遣要請の求めの全て（地方公共団体35件）に応じた。なお、職員を派遣した委員会・審議会等は、公文書等の管理に関する条例及び公文書館設置等に関する重要なものであり、地方公共団体への支援により、制定・設置に向けた議論が積み重ねられている。 また、令和7年度全国公文書館長会議の開催に向けて、会議の呼びかけ範囲の拡大を目指し、内閣府が実施した「地方公共団体における公文書管理の取組調査」（令和6年7月26日公表）をもとに、歴史公文	＜評定に至った理由＞ 全国公文書館長会議及びアーカイブズ関係機関協議会等を開催し、関係機関との連携、意見交換を実施している。 地方公共団体からの公文書館の運営に関する技術上の指導・助言の求めについて、地方公共団体が設置する委員会・審議会等への職員派遣の要請35件全てに応じ、公文書館の設置や公文書管理条例の制定に向けた検討を専門的見地から支援している。また、館デジタルアーカイブの横断検索連携の推進のため、全国の公文書館等への技術的支援により新たに1機関との連携が実現し、連携機関が28機関となったほか、「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」について、求めのあった4機関全てに指導・助言等を行い適切に対応している。 さらに、令和7年度全国公文書館長会議の開催に向けて、歴史公文書等の保存・利用機能を有している地方公共団体に対して範囲を拡大して会議の周知・広報を行ったことも評価できる。 以上のような実績により、地方公共団体、関係機関との連携協力について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、地方公共団体の公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を適切に実施するとともに、歴史公文書等の保存及び
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																			
横断検索の連携機関	20	24	26	27	28																			
前年度比	+3	+4	+2	+1	+1																			

	ii) 公文書館法（昭和62 年法律第 115 号）第 7 条及び国立公文書館法第 11 条第 3 項第 1 号に基づき、地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うこと。 また、甚大な自然災害に伴う水損等による公文書等の被害への助言、デジタルアーカイブ化の推進等の助言や情報提供を行うこと。 【指標】 ・指導・助言等の求めがあった場合の対応：100% （参考指標：全国の公文書館等との横断検索により連携された機関数（令和 4 年度末：26 機関））	ii) 地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。 また、甚大な自然災害に伴う水損等による公文書等の被害への助言、デジタルアーカイブ化の推進等の助言や情報提供を行う。 数値目標：指導・助言等の求めがあった場合の対応 100% （参考指標：全国の公文書館等との横断検索により連携された機関数（令和 4 年度末：26 機関））		・地方公共団体が設置する委員会・審議会等（例 栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会（栃木県）、福井県文書館アドバイザー会議（福井県）、長野県公文書審議会（長野県）、静岡県公文書管理の在り方検討委員会（静岡県）、愛媛県公文書館アドバイザー（愛媛県）、高知県公文書管理委員会（高知県）、鹿児島県公文書管理委員会（鹿児島県）、つくば市公文書管理推進会議（茨城県）、宇都宮市歴史公文書制度導入懇談会、葛飾区公文書管理条例準備委員会（東京都）、安曇野市文書館運営審議会（長野県）、高知市公文書管理検討委員会（高知県）に職員を委員等として派遣し、地方公共団体からの 35 件全ての求めに応じた。 なお、愛媛県のように新たに公文書館の設置に向けて準備を進める地方公共団体や葛飾区のように公文書管理条例の制定を目指す地方公共団体への支援により、設置・制定に向けた議論が積み重ねられている。 また、令和 7 年度全国公文書館長会議の開催に向けて、会議の呼びかけ範囲の拡大を目指し、内閣府が実施した「地方公共団体における公文書管理の取組調査」（令和 6 年 7 月 26 日公表）をもとに、歴史公文書の保存・利用機能を有しているがこれまで会議への参加を呼びかけていない地方公共団体に対して会議の周知・広報を行った。 ・令和 6 年 7 月及び 9 月の大雨、8 月の台風 10 号の発生時には、被害を受けた地域の地方公共団体に公文書等の被害状況の照会を実施した。9 月の大雨により、浸水被害を受けた石川県輪島市子育て健康課（ふれあい健康センター）に対し、被災した公文書の乾燥・クリーニング等について助言や技術指導を実施した。 ・4 機関からの求めに応じて「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」についての説明及びデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行った。	書の保存・利用機能を有しているがこれまで会議への参加を呼びかけていない地方公共団体に対して会議の周知・広報を行った。 被災公文書等の支援については、令和 6 年 7 月及び 9 月の大雨、8 月の台風 10 号により被害を受けた地域の地方公共団体等に公文書等の被害状況の照会を行った。9 月の大雨により浸水被害を受けた石川県輪島市子育て健康課（ふれあい健康センター）に対し、被災した公文書等の乾燥・クリーニング等について助言や技術指導を実施した。 以上、関係機関との連携協力を図り、内閣府の取組の支援を行うとともに、公文書館の運営に関する地方公共団体からの技術上の指導又は助言の求めについては全てに応じ、被災公文書等の支援を行うなど、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための連携協力を図る。	利用の推進のために、全国の公文書館とのネットワークを構築し、連携・協力を図ること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－9	調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 3 号（情報の収集、整理及び提供）、同項第 5 号（調査研究）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究成果の情報発信数	令和 5 年度まで目標値を設定	－	－	－	5 件	5 件	－件	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
歴史資料として重要な公文書等の所在状況調査の実施	－	－	5 機関	16 機関	－	－	－	決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
								経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
								経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
								行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
								従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績		自己評価	
	歴史公文書等に	歴史公文書等に	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 >		< 評定と根拠 >	評定 B

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－10	国際的な公文書館活動への参加・貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 7 号（附帯業務）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
発表を行った国際会議等の数	令和 5 年度まで 2 回以上 令和 6 年度 1 回以上	－	－ ※新型コロナウイルス感染症拡大により延期	2 回	2 回	2 回	1 回	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
								決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
								経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
								経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
								行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数
								従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	i）館が国際社会に	i）館が国際社会にお	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B

おける我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画するとともに、諸外国の公文書館等との相互協力等を推進すること。	ける我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画するとともに、諸外国の公文書館等との相互協力等を推進する。	・発表を行った国際会議等の数：1回以上	○国際会議等での発表 以下の国際会議において、発表を行った。	評定：B 5年ぶりに東京にて、国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）会合を開催した。初めての試みとして、会期中に公文書管理特別講演会を開催したほか、セミナーを対面及びオンラインで開催した。セミナーでは「アーカイブズの新たな時代へー課題と可能性ー」をテーマとして設定し、このテーマのもと、イギリス及びオーストラリアから時宜にかなった基調講演を得た。 また、アーカイブズ機関における実務者の能力向上を図ることを目的とした初めての取組として、国際オンラインセミナーを開催した。「紙媒体のアーカイブズ資料の保存修復」をテーマとして設定し、このテーマのもと、ベトナム、インドネシア、フィジー、マレーシアの各国立公文書館及び国際公文書館会議太平洋地域支部（PARBICA）から課題等の報告や意見交換が行われた。 さらに、6年ぶりに、紙文書の修復保存に関する研修生を海外から迎えた。カザフスタン大統領公文書館のための3日間のインターンシッププログラムにおいて、当館の知見を提供した。 このほか、諸外国の活動事例等に係る情報を国内向けに発信・提供する取組として、ICAによる「国際アーカイブズ週間」において日本語版ポスターの作成や国内機関への参加呼びかけ等を通じて国内普及活動を行った。 以上、数値指標にあっては目標を達成し、諸外国の公文書館等との相互協力等を推進するにあたって、新たな取組として、EASTICA会期中における公文書管理特別講演会の迎賓館赤坂離宮での開催と、国際オンラインセミナーの開催を実現したこと、また、これらの取組で得られた成果等を国内関係機関等に積極的に発信・提供したことで、国際的な公文書館活動への積極的な参画・貢献に努め、我が国のプレゼンスの向上に貢献したことから、Bと評価する。	＜評定に至った理由＞ 国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）会合の国内開催、公文書管理特別講演会を迎賓館赤坂離宮で開催及び初めて国際オンラインセミナーの開催を実現したことやこれらの成果等を関係機関等に積極的に情報発信したことは評価できる。 また、諸外国からの訪問受入れや、諸外国の活動事例を国内向けに広く発信、提供する取組も行っている。 以上のような実績により、国際的な公文書館活動への参加・貢献について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、国際的な公文書館活動への参画や諸外国の公文書館との交流を積極的に行うとともに、その成果の国内還元に取り組むこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
【指標】 ・発表を行った国際会議等の数：1回以上	数値目標：発表した国際会議等の数1回以上	・発表を行った国際会議等の数：1回以上 ＜その他の指標＞ ・諸外国の公文書館等との相互協力等 ・諸外国の先進事例等の収集、国内関係機関等への発信・提供状況 ＜評価の視点＞ 国際的な公文書館活動への積極的な参画や外国の公文書館との交流推進、情報の収集・分析・提供等が適切に実行できているか。	○国際会議等での発表 以下の国際会議において、発表を行った。		

			<table><tr><td>2</td><td>8月23日</td><td>中国政協文史館</td><td>館長含め8名</td></tr><tr><td>3</td><td>8月27日</td><td>ベトナム共産党中央事務所アーカイブズ部</td><td>副部長含め26名</td></tr><tr><td>4</td><td>11月20日</td><td>カタール大使館</td><td>特命全権大使含め2名</td></tr><tr><td>5</td><td>12月2日 ～4日</td><td>カザフスタン大統領公文書館</td><td>インターン生2名</td></tr><tr><td>6</td><td>令和7年2月5日</td><td>インド大使館</td><td>特命全権大使、一等書記官含め3名</td></tr><tr><td>7</td><td>令和7年3月18日</td><td>オランダ国立公文書館</td><td>デジタル化部長含め2名</td></tr></table> ・上記のうち、カザフスタン大統領公文書館の3日間のインターンシッププログラムは、紙媒体のアーカイブズの修復、保存、国立国会図書館及びつくば分館の視察で構成した。海外から修復技術に係る研修生を受け入れたのは、平成30年以来6年ぶりである。	2	8月23日	中国政協文史館	館長含め8名	3	8月27日	ベトナム共産党中央事務所アーカイブズ部	副部長含め26名	4	11月20日	カタール大使館	特命全権大使含め2名	5	12月2日 ～4日	カザフスタン大統領公文書館	インターン生2名	6	令和7年2月5日	インド大使館	特命全権大使、一等書記官含め3名	7	令和7年3月18日	オランダ国立公文書館	デジタル化部長含め2名	＜課題と対応＞ 引き続き、国際的な公文書館活動への積極的な参画・貢献に努め、我が国のプレゼンスの向上を図るとともに、二国間交流に加えてユネスコなどの多国間枠組み等による友好関係の構築や国内への還元等に取り組む。	
2	8月23日	中国政協文史館	館長含め8名																										
3	8月27日	ベトナム共産党中央事務所アーカイブズ部	副部長含め26名																										
4	11月20日	カタール大使館	特命全権大使含め2名																										
5	12月2日 ～4日	カザフスタン大統領公文書館	インターン生2名																										
6	令和7年2月5日	インド大使館	特命全権大使、一等書記官含め3名																										
7	令和7年3月18日	オランダ国立公文書館	デジタル化部長含め2名																										
ii) 国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）理事会及びセミナーを日本において開催し、東アジア地域の公文書館間の連携を深めること。	ii) 国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）理事会及びセミナーを日本において開催し、東アジア地域の公文書館間の連携を深める。	・令和6年11月11日から13日まで、EASTICAの理事会及び2024年セミナーを東京で対面及びオンラインのハイブリッド形式により開催した。日程は下表のとおり。日本が EASTICA 会合のホスト国を務めるのは、令和元年以来5年ぶり6度目である。 <table><tr><td>日</td><td>事項</td></tr><tr><td rowspan="2">11月11日</td><td>13:00～15:00 EASTICA 理事会（於 KKR ホテル東京）</td></tr><tr><td>16:00～16:55 公文書管理特別講演会（於 迎賓館赤坂離宮）</td></tr><tr><td rowspan="5">11月12日</td><td>09:30～09:45 セミナー開会式</td></tr><tr><td>09:45～12:00 セミナー第1セッション基調講演</td></tr><tr><td>13:40～16:10 セミナー第2セッション国・地域別報告</td></tr><tr><td>16:15～17:15 セミナー第3セッションアーカイブズ機関等の活動紹介</td></tr><tr><td>17:15～17:30 セミナー閉会式</td></tr><tr><td rowspan="2">11月13日</td><td>09:30～11:30 東京国立博物館視察</td></tr><tr><td>14:00～16:30 早稲田大学文化施設視察</td></tr></table> ・11月11日の理事会において、イ・ヨンチョル（Lee Yong Chul）韓国国家記録院長への EASTICA 新議長の任命のほか、2025 年の総会及びセミナーの韓国での開催が承認され、EASTICA ロゴの変更が承認された。 ・11月11日の理事会後、EASTICA 会合のオープニングイベントとして、EASTICA 理事会出席者の来日を歓迎することを目的の一つとした公文書管理特別講演会を迎賓館赤坂離宮で開催した。「日本の公文書管理制度」、及び「EASTICA 東京開催と新たな国立公文書館に向けて」の2本	日	事項	11月11日	13:00～15:00 EASTICA 理事会（於 KKR ホテル東京）	16:00～16:55 公文書管理特別講演会（於 迎賓館赤坂離宮）	11月12日	09:30～09:45 セミナー開会式	09:45～12:00 セミナー第1セッション基調講演	13:40～16:10 セミナー第2セッション国・地域別報告	16:15～17:15 セミナー第3セッションアーカイブズ機関等の活動紹介	17:15～17:30 セミナー閉会式	11月13日	09:30～11:30 東京国立博物館視察	14:00～16:30 早稲田大学文化施設視察													
日	事項																												
11月11日	13:00～15:00 EASTICA 理事会（於 KKR ホテル東京）																												
	16:00～16:55 公文書管理特別講演会（於 迎賓館赤坂離宮）																												
11月12日	09:30～09:45 セミナー開会式																												
	09:45～12:00 セミナー第1セッション基調講演																												
	13:40～16:10 セミナー第2セッション国・地域別報告																												
	16:15～17:15 セミナー第3セッションアーカイブズ機関等の活動紹介																												
	17:15～17:30 セミナー閉会式																												
11月13日	09:30～11:30 東京国立博物館視察																												
	14:00～16:30 早稲田大学文化施設視察																												

				の講演を行った。EASTICA 理事会出席者のほか、国内の公文書関係者が参加した。 ・11 月 12 日に「アーカイブズの新たな時代へ：課題と可能性」のテーマでセミナーを開催し、対面参加者 102 名、オンライン参加者 95 名、合計 197 名が参加した。		
	iii) 諸外国の先進事例等の収集を行うとともに、得られた成果等を国内関係機関等に広く発信・提供すること。	iii) 諸外国の先進事例等の収集を行うとともに、得られた成果等を国内関係機関等に広く発信・提供する。		・情報誌『アーカイブズ』第 92 号（令和 6 年 5 月）で、イギリス国立公文書館の 4 か年戦略優先事項（2023-27 年）を紹介した。 ・I C A による「国際アーカイブズ週間」（令和 6 年 6 月 3 日から 6 月 9 日）に係る普及活動として、ハッシュタグを付けた SNS への投稿、日本語版ポスター作成、I C A 主催イベントの当館ウェブサイトでの紹介等を行った。 ・EASTICA セミナーの基調講演 2 本、国・地域別報告 5 本の計 7 本の英文発表資料を日本語に翻訳した上で、当館ウェブサイトにより公表し、同セミナーの参加の有無にかかわらず、広く共有を図った（令和 6 年 12 月）。 ・上記セミナーについて、情報誌『アーカイブズ』第 95 号（令和 7 年 2 月）で報告した。 ・諸外国の国立公文書館等に関する基本情報、公文書管理制度の概況に関する最新情報を収集し、館主催研修の講義内容や配付資料に反映した。		

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－11	研修の実施その他人材の養成に関する措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書等の管理に関する法律第 32 条第 2 項（研修）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 6 号（研修）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容・研修手法等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。また、アーキビストの認証に係る業務は公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理に資するために重要な取組であるため。 【困難度：高】 歴史公文書等を扱う者に対し、効果的な研修を実施するためには、研修内容・研修手法等について内閣府や関係機関等との専門的かつ高度な連携・調整等を行うことが求められるため。また、認証アーキビスト及び准認証アーキビストについて、その信頼性及び専門性を確保するためには、慎重な審査を行う必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
研修受講者の満足度（「満足」・「ほぼ満足」）（オンライン形式を含む）（目標値）	令和 5 年度から目標値を設定	－	－	－	－	90%以上	90%以上	予算額（千円）	1, 896, 069 の内数	1, 830, 830 の内数	1, 719, 515 の内数	1, 962, 016 の内数	2, 892, 518 の内数
（実績値）						97%	97%	決算額（千円）	1, 829, 495 の内数	1, 459, 629 の内数	1, 795, 559 の内数	1, 648, 882 の内数	2, 113, 552 の内数
年間延べ受講者数（目標値）	令和 4 年度まで目標値を設定	－	1, 900 人以上	1, 900 人以上	5, 500 人以上	－	－	経常費用（千円）	1, 633, 576 の内数	1, 557, 386 の内数	1, 595, 721 の内数	1, 769, 367 の内数	2, 143, 288 の内数
（実績値）	－	－	2, 104 人	4, 528 人	4, 788 人	7, 939 人	7, 497 人	経常利益（千円）	△37, 935 の内数	284, 269 の内数	41, 953 の内数	△69, 889 の内数	△42, 434 の内数
うちアーカイブズ研修	－	－	136 人	219 人	281 人	315 人	221 人	行政コスト（千円）	1, 769, 520 の内数	1, 671, 861 の内数	1, 707, 635 の内数	1, 927, 570 の内数	2, 312, 180 の内数

	うち公文書管理研修	—	—	1,968 人	4,309 人	4,507 人	7,624 人	7,276 人		従事人員数	65 の内数	68 の内数	70 の内数	71 の内数	91 の内数
	(達成度)	—	—	111%	238%	87%	—	—							
	講師等派遣	—	—	53 件	38 件	52 件	74 件	69 件							
	アーキビスト認証に関する説明会開催回数 (目標値)	令和3年度から令和4年度まで目標値を設定	—	—	アーキビスト認証に関する説明会 (オンライン形式を含む) の開催回数 5回以上	アーキビスト認証に関する説明会 (オンライン形式を含む) の開催回数 5回以上	—	—							
	(実績値)	—	—	—	10 回	13 回	—	—							
	(達成度)	—	—	—	200%	260%	—	—							
	認証アーキビスト申請者数	—	—	248 人	81 人	50 人	59 人	40 人							
	(認証者数)	—	—	190 人	57 人	34 人	42 人	32 人							
	准認証アーキビスト申請者数	—	—	—	—	—	—	178 人							
	(認定者数)	—	—	—	—	—	—	176 人							

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	i) 歴史公文書等の保	i) 歴史公文書等の保	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A

	存及び利用に関し、公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の運用及び改善等を踏まえ、以下の研修を効果的に実施すること。また、オンラインを含め受講しやすい環境を整備するとともに、対象機関のニーズなどを踏まえ、研修教材・研修手法の一層の充実を図ること。 ・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。 ・行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、当該職員の職責に応じた公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。	存及び利用に関し、公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の運用及び改善等を踏まえ、以下の研修を効果的に実施する。また、オンラインを含め受講しやすい環境を整備するとともに、対象機関のニーズなどを踏まえ、研修教材・研修手法の一層の充実を図る。 ・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。 ・行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、当該職員の職責に応じた公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。	・研修受講者の満足度 ・(参考指標) 認証アーキビストの認証者数 ＜その他の指標＞ 研修内容の拡充に関する検討状況 ・各種の研修会への講師等の派遣状況 ・認証アーキビストの認証の実施状況 ・認証アーキビストの認証更新の検討状況 ・准認証アーキビストの認定の実施状況 ・内閣府や関係機関と連携して行う学習機会の充実や普及啓発の状況 ＜評価の視点＞ 研修を適切に実施するとともに、ニーズを踏まえ、適切に研修計画を見直しているか。 認証アーキビストの認証及び准認証アーキビストの認定を適切に実施するとともに、認証アーキビストの認証更新について引き続き検討を行いつつ、内閣府や関係機関と連携し、学習機会の充実や普及啓発を図っているか。	・当館が主催した研修の年間延べ受講者数（研修実施日に受講した者の数）は、「アーカイブズ研修」が 221 人（オンライン 110 人）、「公文書管理研修」が 7,276 人（オンライン 6,953 人）であり、合計 7,497 人（オンライン 7,063 人）であった。 ・研修手法について、オンラインでの配信のほか、公文書管理研修においては、研修に受講登録したものの業務等により受講ができなかった者が、研修実施日後に受講できるよう、次回の研修が開催されるまでの期間、講義のアーカイブ動画を視聴可能とし、通年で配信した。アーカイブ動画についての情報を研修窓口担当に提供することで、当館主催研修が受講対象機関内で広く活用されるようにしたことにより、研修実施日当日に限らない、多様な受講方法・教材を提供した。 ・研修内容等については、公文書管理研修では、政府の方針である行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱ったほか、紙媒体の公文書と電子公文書の適切な移管についての留意点を取り上げ、研修の内容を実務的に強化することに取り組んだ。アーカイブズ研修Ⅱでは、対象機関のニーズを踏まえ、電子公文書の管理・保存・利用をテーマに取り上げた。アーカイブズ研修Ⅱの実施に当たっては、受講者同士によるグループ討論・報告を実施し、電子公文書の管理・保存・利用の現状と課題を把握し、解決策を検討できた。グループ討論・報告の結果は、情報誌「アーカイブズ」第 96 号（令和 7 年 5 月末公開）に掲載し、広く共有する予定である。 ・以上の取組により、各回の研修満足度は、「満足」・「ほぼ満足」で 9 割以上であった。 ・アーカイブズ研修は以下のとおりである。	<table><tr><td>名称</td><td>受講者数</td><td>満足度（「満足」・「ほぼ満足」）</td></tr><tr><td>アーカイブズ研修Ⅰ※</td><td>124 人（オンライン 64 人）</td><td>98%</td></tr><tr><td>アーカイブズ研修Ⅱ※※</td><td>46 人（オンライン 46 人）</td><td>93%</td></tr><tr><td>アーカイブズ研修Ⅲ</td><td>51 人</td><td>98%</td></tr></table> ※アーカイブズ研修Ⅰは、オンライン配信（Zoom）を併用したハイブリッド形式により実施。 ※※アーカイブズ研修Ⅱは、会場を設けず完全オンライン形式（Zoom）により実施。	名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）	アーカイブズ研修Ⅰ※	124 人（オンライン 64 人）	98%	アーカイブズ研修Ⅱ※※	46 人（オンライン 46 人）	93%	アーカイブズ研修Ⅲ	51 人	98%	評定：A 重要度：高、困難度：高とされている研修の実施等について、各回の研修満足度は、「満足」・「ほぼ満足」で 9 割以上であり、数値目標を達成した。 「アーカイブズ研修」及び「公文書管理研修」への受講者数（研修実施日に受講した者の数）は、7,497 人であり、公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け全 2 回及び独法等向け全 2 回の計 4 回）及び公文書管理研修Ⅱ（全 2 回）の全ての回で、会場での講義を YouTube Live により同時配信した。 さらに、研修手法について、オンラインでの配信のほか、公文書管理研修においては、研修に受講登録したものの業務等により受講ができなかった者が、研修実施日後に受講できるよう、次回の研修が開催されるまでの期間、講義のアーカイブ動画を視聴可能とし、通年で配信した。また、アーカイブ動画についての情報を行政機関等の研修担当窓口に提供することで、当館主催研修が受講対象機関内で広く活用されるようにしたことにより、研修実施日当日に限らない、多様な受講方法・教材を提供した。 また、公文書管理研修の内容について、行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱う、紙媒体の公文書と電子公文書の適切な移管についての留意点を取り上げるなど、研修内容の充実を図った。アーカイブズ研修では、引き続きアーカイブズ研修Ⅰの会場の講義を、Zoom を通じて同時配信するハイブリッド形式により、アーカイブズ研修Ⅱを、会場を設けず Zoom による完全オンライン形式により実施し、受講の促進に努めた。 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館職員を講師等として派遣した。この結果、地方公共団体等による委員会・審議会等への委員等派遣と合わせて	＜評定に至った理由＞ 公文書管理研修及びアーカイブズ研修を主催し、それぞれ対象者の知識、業務経験等に応じてカリキュラムを分けた体系的な研修を実施しており、さらに、YouTube Live や Zoom での同時配信、講義のアーカイブ動画の配信も行うことで多様な受講方法・教材を提供している。研修の年間延べ受講者数（研修実施日に受講した者の数）は合計 7,497 人（うちオンライン 7,063 人）に達し、受講者の満足度についても各回とも「満足」、「ほぼ満足」が 90%以上であり、非常に高い満足度となっている。研修内容についても、行政文書の電子的管理への移行を重点的に取り扱い、紙媒体の公文書と電子公文書の適切な移管についての留意点を取り上げるなど、研修内容の充実を図っていることは評価できる。 このほか、国、独立行政法人、地方公共団体その他外部の機関が実施する研修において、要請に応じて 69 件の講師等派遣を行っている。 アーキビスト認証の取組について、認証アーキビストを新たに 32 名認証（累計 355 名）し、また准認証アーキビストを新たに 176 名認定した。 さらに、アーキビスト認証の普及啓発を図るために、関係機関への説明会を 7 回実施したほか、YouTube チャンネルでも申請手続の説明動画等を公開するなど、積極的な情報発信に努めている。
名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）																	
アーカイブズ研修Ⅰ※	124 人（オンライン 64 人）	98%																	
アーカイブズ研修Ⅱ※※	46 人（オンライン 46 人）	93%																	
アーカイブズ研修Ⅲ	51 人	98%																	

る上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容・研修手法等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。また、アーキビストの認証に係る業務は公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理に資するために重要な取組であるため。				<table><tr><td></td><td>3,519 人) 各回平均 1,816 人</td><td></td></tr><tr><td>公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※</td><td>合 計 1,391 人 （オンライン 1,289 人) 各回平均 695 人</td><td>98%</td></tr><tr><td>公文書管理研修Ⅱ 全2回※</td><td>合 計 2,253 人 （オンライン 2,145 人) 各回平均 1,126 人</td><td>96%</td></tr></table>		3,519 人) 各回平均 1,816 人		公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※	合 計 1,391 人 （オンライン 1,289 人) 各回平均 695 人	98%	公文書管理研修Ⅱ 全2回※	合 計 2,253 人 （オンライン 2,145 人) 各回平均 1,126 人	96%	69 件の派遣を実施した。このように研修の実施や講師・委員等の派遣により、国・地方の適正な公文書管理に資する取組を推進した。 重要度：高、困難度：高とされているアーキビスト認証については、アーキビスト認証委員会を5回開催し、アーキビスト認証の実施や認証アーキビストの更新に向けた検討等について議論した。認証アーキビストについては、40 名から申請があり、アーキビスト認証委員会で、厳格かつ慎重に審査を行った上で、結果を館長に報告した。館長は審査結果の報告に基づき、令和7年1月1日付けで32 名を認証し（合計355 名）、認証アーキビスト名簿を公表した。 認証アーキビストの更新については、アーキビスト認証委員会において議論を重ね、認証アーキビスト審査規則及び認証アーキビスト審査細則の改正を行った。 准認証アーキビストについて、第1回（令和6年2月1日～28 日受付）は4月1日付けで128 名を認定した。第2回（令和6年4月1日～30 日受付）は49 名から申請があり、6月1日付けで48 名を認定した（4月1日付けの第1回認定と合わせ合計176 名）。いずれもアーキビスト認証委員会が、厳格かつ慎重に審査を行った上で、結果を館長に報告した。館長は審査結果の報告に基づき、認定した。 また、国の機関、地方公共団体等、高等教育機関及び文書の保存・利用機関等への普及啓発を図るため、アーキビスト認証に関する説明会等（オンライン形式を含む。）を7回実施したほか、認証アーキビストの認証及び認証更新並びに准認証アーキビストの認定の申請者向けに申請手続説明の動画を作成し、公開した。さらに、高等教育機関等へもアーキビスト認証の仕組みについて説明を行い、各機関との十分な	以上のような実績により、重要度「高」、困難度を「高」としている研修の実施その他の人材の養成に関する措置について、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることからAと評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、研修対象機関のニーズを踏まえ、随時研修内容の見直しを行うことなどにより、質が高く、満足度の高い研修の実施を図ること。認証アーキビスト及び准認証アーキビストの認証・認定の促進に取り組むとともに、関係機関への理解促進や普及啓発に取り組むこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
	3,519 人) 各回平均 1,816 人														
公文書管理研修Ⅰ（独法等向け）全2回※	合 計 1,391 人 （オンライン 1,289 人) 各回平均 695 人	98%													
公文書管理研修Ⅱ 全2回※	合 計 2,253 人 （オンライン 2,145 人) 各回平均 1,126 人	96%													
【困難度：高】 歴史公文書等を扱う者に対し、効果的な研修を実施するためには、研修内容・研修手法等について内閣府や関係機関等との専門的かつ高度な連携・調整等を行うことが求められるため。また、認証アーキビスト及び准認証アーキビストについて、その信頼性及び専門性を確保するためには、慎重な審査を行う必要があるため。				※公文書管理研修Ⅰ（行政機関向け全2回）、公文書管理研修Ⅰ（独法等向け全2回）及び公文書管理研修Ⅱ（全2回）はオンライン配信（YouTube Live）を併用したハイブリッド形式により実施。											
【指標】 ・研修の受講者の満足度（「満足」・「ほぼ満足」）：90%以上（オンライン形式を含む）	数値目標：研修の受講者の満足度（「満足」・「ほぼ満足」） 90%以上（オンライン形式を含む）														

	ii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体 その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援を行うこと。	ii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援を行う。		・地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館職員を講師等として派遣するとともに、歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、行政機関及び独立行政法人等が実施する研修において職員が講義を行った。この結果、69 件の講師等の派遣を実施した（講師等の派遣 23 件、地方公共団体その他外部の機関が設置する委員会・審議会等への職員派遣 46 件（地方公共団体 35 件、それ以外 11 件）※地方公共団体が設置する委員会・審議会等への派遣については、項目別評定調書「1-1-8 地方公共団体、関係機関との連携協力」を参照）。 ・高等教育機関と連携した人材育成に係る取組として、従前から継続している学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース、中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラムに加え、昭和女子大学人間文化学部歴史文化学科「アーカイブズ概論」の講義へ職員を講師として派遣した。また、高等教育機関からの実習受入れを実施した（8 月 19 日～31 日、2 機関 3 人）。	連携・調整を図った。令和 7 年 2 月には、新たに認証アーキビストを対象とした「認証アーキビストセミナー」を実施し、認証アーキビストの学習機会の充実を図った。令和 7 年 3 月には、認証アーキビスト養成を行う教育・研修機関の担当者を構成員とする「認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会」を設立し、各機関の担当者間の連携を密にし、協力を図った。この他にも、アーキビスト認証に係る情報発信を積極的に実施した。こうして、アーキビスト認証の実施とともに、専門人材の育成を推進した。 以上、数値指標にあつては研修の受講者の満足度が目標を上回る成果を上げ、困難度高のアーキビスト認証業務については、新たに実施した認証アーキビストセミナーによる学習の機会の充実、認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会の設立による各機関の担当者間の連携、更に、認証アーキビストの認証及び准認証アーキビストの認定に係る審査を適切に実施したことで、アーキビストの専門性の確保とともに、その養成と社会的な地位の向上をはかることに大きく貢献したことから、所期の目標を質的及び量的に上回る成果が得られていると認められるため、A と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、国、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員並びに行政機関及び独立行政法人等の職員への研修に努める。また、アーキビスト認証の実施を通して、アーキビストの専門性の確保に取り組む。	
	iii) 認証アーキビストの認証を適切に実施するとともに、有識者等の意見等を踏まえ更新について引き続き検討すること。また、准認証アーキビストの認定を適切に実施すること。さらに、内閣府や関係機関と連携し、引き続き学習機会の充実や普及啓発を図ること。 （再掲）【重要度：高】 研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容・研修手法等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。また、アーキビストの認証	iii) 認証アーキビストの認証を適切に実施するとともに、有識者等の意見等を踏まえ更新について引き続き検討する。また、准認証アーキビストの認定を適切に実施する。さらに、内閣府や関係機関と連携し、引き続き学習機会の充実や普及啓発を図る。		○アーキビスト認証の実施状況 ・昨年度までの実施結果に加え、諸物価高騰や郵便料金の値上げを踏まえて認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しなどを行い、認証アーキビスト審査規則（令和 2 年 6 月 3 日国立公文書館長決定）及び認証アーキビスト審査細則（同上）を改正した。 ・アーキビスト認証委員会を 5 回開催し、認証アーキビストの更新に向けた検討等のほか、認証アーキビスト及び准認証アーキビストの審査を行った。 ・認証アーキビストの要件である知識・技能等に係る高等教育機関の科目として、新たに別府大学大学院文学研究科史学・文化財学専攻アーキビスト養成プログラムを追加した。 ・認証アーキビストについては、40 名からの申請があった。アーキビスト認証委員会において厳格かつ慎重に審査を実施し、同委員会から当館館長へ審査結果の報告を行い、申請者に対して審査結果を通知した。 ・令和 7 年 1 月 1 日付けで 32 名を認証し、「認証アーキビスト名簿」の更新を行った。これにより、認証アーキビストは昨年度までと合計して 355 名となった。 ・准認証アーキビストについて、第 1 回（令和 6 年 2 月 1 日～28 日受付）は 4 月 1 日付けで 128 名を認定した。第 2 回（令和 6 年 4 月 1 日～30 日受付）は 49 名から申請があり、6 月 1 日付けで 48 名を認定した。これにより、4 月 1 日付けで認定した者と合計して 176 名の准認証アーキビストが誕生した。いずれもアーキビスト認証委員会が、厳格かつ慎重に審査を行った上で、結果を当館館長に報告した。館長は審査結果の報告に基づき、認定した。		

	に係る業務は公文書管理の専門的知識を持つ人材を確保し、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理に資するために重要な取組であるため。 （再掲）【困難度：高】 歴史公文書等を扱う者に対し、効果的な研修を実施するためには、研修内容・研修手法等について内閣府や関係機関等との専門的かつ高度な連携・調整等を行うことが求められるため。また、認証アーキビスト及び准認証アーキビストについて、その信頼性及び専門性を確保するためには、慎重な審査を行う必要があるため。 （参考指標：認証アーキビストの認証者数（計 323 名（令和 6 年 1 月 1 日現在））		○アーキビスト認証に係る関係機関等への普及啓発 ・国の機関、地方公共団体等、高等教育機関及び文書の保存・利用機関等への普及啓発を図るため、下表のとおり、アーキビスト認証に関する説明会等（オンライン形式を含む。）を 7 回実施した。 （表）令和 6 年度アーキビスト認証に関する説明会等 <table><tr><th>No.</th><th>対象</th><th>実施日</th><th>参加人数</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>放送大学</td><td>4 月 22 日</td><td>7 名</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>全国公文書館長会議 参加機関</td><td>6 月 7 日</td><td>229 名</td><td>ハイブリッド開催</td></tr><tr><td>3</td><td>早稲田大学</td><td>9 月 20 日</td><td>6 名</td><td>オンライン開催</td></tr><tr><td>4</td><td>認証アーキビスト更新申請者向け説明会</td><td>1 月 30 日</td><td>19 名</td><td>オンライン開催</td></tr><tr><td>5</td><td>認証アーキビスト更新申請者向け説明会</td><td>2 月 1 日</td><td>48 名</td><td>オンライン開催</td></tr><tr><td>6</td><td>日本歴史学協会</td><td>2 月 18 日</td><td>8 名</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>アーカイブズ関係機関協議会</td><td>2 月 28 日</td><td>14 名</td><td></td></tr></table> ・令和 6 年 1 月 19 日・20 日に実施した「准認証アーキビスト申請に係るオンライン説明会」の録画動画を、1 月 26 日から 4 月 30 日まで館 YouTube チャンネルにて公開した（合計視聴数：延べ 229 回）。また、令和 7 年度の准認証アーキビスト申請者向け申請手続説明動画を作成し、視聴者の利便性を考慮し動画は 4 分割した上で、令和 7 年 2 月 27 日から館 YouTube チャンネルにて公開した。 ・認証アーキビスト申請者向け申請手続説明動画を作成し、視聴者の利便性を考慮し動画は 8 分割した上で、6 月 28 日から 9 月 30 日まで館 YouTube チャンネルにて公開した（合計視聴数：延べ 639 回）。また、令和 7 年度の認証アーキビスト申請者向け申請手続説明動画についても 8 分割したものを作成し、令和 7 年 3 月 28 日から館 YouTube チャンネルにて公開した。 ・令和 7 年 2 月 1 日に実施した「認証アーキビストの更新申請に関するオンライン説明会」の録画動画を、2 月 14 日から館 YouTube チャンネルにて公開した。 ・アーキビスト認証に係る情報発信のため、情報誌『アーカイブズ』第 93 号（令和 6 年 8 月 30 日公開）において館職員による「准認証アーキビストの認定開始について」及び関係者による論考を 1 本掲載したほか、第 95 号（令和 7 年 2 月 28 日公開）においても、関係者による論考を 1 本掲載した。第 92 号（5 月 31 日公開）～第 95 号の「認証アーキビストだより」のコーナーでは、4 名の認証アーキビストが記事を執筆した。	No.	対象	実施日	参加人数	備考	1	放送大学	4 月 22 日	7 名		2	全国公文書館長会議 参加機関	6 月 7 日	229 名	ハイブリッド開催	3	早稲田大学	9 月 20 日	6 名	オンライン開催	4	認証アーキビスト更新申請者向け説明会	1 月 30 日	19 名	オンライン開催	5	認証アーキビスト更新申請者向け説明会	2 月 1 日	48 名	オンライン開催	6	日本歴史学協会	2 月 18 日	8 名		7	アーカイブズ関係機関協議会	2 月 28 日	14 名		
No.	対象	実施日	参加人数	備考																																								
1	放送大学	4 月 22 日	7 名																																									
2	全国公文書館長会議 参加機関	6 月 7 日	229 名	ハイブリッド開催																																								
3	早稲田大学	9 月 20 日	6 名	オンライン開催																																								
4	認証アーキビスト更新申請者向け説明会	1 月 30 日	19 名	オンライン開催																																								
5	認証アーキビスト更新申請者向け説明会	2 月 1 日	48 名	オンライン開催																																								
6	日本歴史学協会	2 月 18 日	8 名																																									
7	アーカイブズ関係機関協議会	2 月 28 日	14 名																																									

				また、広報誌『国立公文書館ニュース』第 40 号（12 月 1 日発行）において、「特集 記録を未来につなぐスペシャリスト アーキビスト認証について」を掲載したほか、第 38 号（6 月 1 日発行）～第 41 号（令和 7 年 3 月 1 日発行）の「アーキビストに聞くー認証アーキビストに仕事の醍醐味などをインタビュー」のコーナーでは、館職員を含む 4 名の認証アーキビストのインタビュー記事を掲載するなど情報発信に努めた。 ・上記のほか、当館が主催する研修における講義や東北大学での講義の中で、館職員がアーキビスト認証について紹介を行った。 ・「認証アーキビストが一堂に会する会 2025」（認証アーキビスト有志の主催による会合）が令和 7 年 2 月 23 日に開催され（参加人数：27 名）、館職員が「認証アーキビストの更新申請方法等について」と題して報告するなどを行った。 ○認証アーキビストセミナーの実施 ・認証アーキビストに求められる知識・技能等を更新し、その資質向上を図る目的で、新たに認証アーキビストを対象とした、「認証アーキビストセミナー」を令和 7 年 2 月 1 日にオンライン形式で開催し、アーキビスト認証委員会委員による講演を行った（参加人数：73 名）。 ○認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会の設立 ・認証アーキビスト養成を継続・発展させるため、養成を行う各機関の担当者間の連携を密にし、協力を図ることを目的とした、認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会を令和 7 年 3 月 17 日に設立し（構成員 10 機関、オブザーバー 3 機関）、同日に第 1 回連絡会を開催した。 ・アーキビスト認証開始から 5 年目となるのを機に、上記連絡会の構成員である各担当者が属する教育・研修機関（10 機関）に対し、各機関の教育内容を改めて把握し、それぞれの教育・研修機関において今後のアーキビスト養成等の参考に資するため、アーキビスト養成に係る教育・研修機関のカリキュラムに関する調査を行い、その結果を館 H P で公表した。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－1	アジア歴史資料センターにおける事業の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定） 「20 世紀を振り返り 21 世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」報告書（平成 27 年 8 月 6 日）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
データベース検索のページビュー数								予算額（千円）	257,649	256,540	248,717	244,385	240,139
（目標値）	令和4年度から目標値を設定	－	－	－	540 万ページビュー以上	540 万ページビュー以上	540 万ページビュー以上						
（実績値）	－	－	－	－	5,334,396 ページビュー	5,458,600 ページビュー	5,821,806 ページビュー						
（達成度）	－	－	－	－	99.0%	101%	108%						
受入れから1年以内公開達成率	100%	－	100%	100%	100%	100%	100%						
公開画像数								決算額（千円）	121,779	124,825	117,786	123,067	109,446
（実績値）	－	－	約37万	約45万	約40万	約30万	約39万						
（達成度）	－	－	100%	100%	100%	100%	100%						
（累計）	－	－	約3,205万	約3,250万	約3,290万	約3,320万	約3,359万						
公開データの解説補正作業													
（目標値）	各年度目標値を設定	－	2,000件以上	2,000件以上	2,000件以上	2,000件以上	2,000件以上	経常費用（千円）	161,699	176,935	174,209	191,890	177,719
（実績値）	－	－	2,008件	2,003件	2,192件	2,007件	2,045件						
								経常利益（千円）	83,118	77,298	76,655	53,021	62,582
								行政コスト（千円）	161,699	176,935	174,276	191,890	177,719
								従事人員数	65の内数	68の内数	70の内数	71の内数	91の内数

	(達成度)	—	—	100 %	100%	110%	100%	102%							

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価			
								評価	B
	アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定）に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進すること。	アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定）に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進する。	<主な定量的指標> - データベース検索のページビュー数 540 万ページビュー以上 - 受入れから 1 年以内公開達成率 100% - 公開データの解読補正作業 2,000 件以上 <その他の指標> - ホームページ上のコンテンツの新規公開又は更新 - 国内外の学会、教育・研究機関における広報活動 - 戦後資料の受入れに向けた取組状況 - 国立公文書館アジア歴史資料センター諮問委員会開催状況	<主要な業務実績> 「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定）並びに令和 6 年度目標及び事業計画に基づき、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料について、公開の拡充及び利活用促進のため、主として以下の業務を実施した。		<評価と根拠> 評価：B 「データベース構築関連と利便性の向上」については、アジア歴史資料センターの業務の根幹であるデータベースの構築において、数値目標である受入れから 1 年以内公開達成率 100%を達成するとともに、公開データの解読補正作業件数を達成した（数値目標比約 102%）。 また、データベース検索利用にかかるページビュー数は約 582 万件で、540 万ページビューの目標を達成した。 教育・研究機関における広報活動について、令和 6 年度には、法政大学（11 月 5 日）、東北大学（11 月 14 日）、東京大学（12 月 11 日、オンライン形式）においてデータベース講習を実施し、好評を得た。 「資料提供機能の拡充と情報発信」については、今後の資料公開について、1972 年以降の外交資料についても令和 6 年度中に公開した。 今後のアジ歴のミッション及び方向性を盛		評価 <評価に至った理由> データベース検索利用に係るページビュー数は 5,821,806 ページビュー、受入れから 1 年以内の画像公開達成率は 100%（約 39 万件）、公開データの解読補正作業は 2,045 件実施と、数値目標を全て達成している。 データベースのコンテンツの充実については、外務省と連携し、1972 年以降の外交資料を前年度に引き続き公開した。 利活用拡大に資する広報活動の展開として、海外機関関係者の来訪対応、教育、研究機関への講師派遣等を行い、また雑誌への広告掲載も実施しアクセス数の増加につながっている。	B

	i)上記の考え方に 基づき、引き続きデ ータベース構築作 業等の業務の効率 化に努めつつ、戦後 期資料も含め、国内 外の多様な利用者 のニーズをよりよ く反映した情報の 提供を行い、利用者 層の拡大を図ること。 また、データベー スの利用に係る利 便性の向上のため、 外部の意見を聴取 した上で、その結果 を可能なものから 反映させること。 【重要度：高】 アジア歴史資料 整備事業において、 アジア歴史資料デ ータベースにおい て公開するアジア 歴史資料の範囲を 戦後期まで拡大す ることは、我が国が 取るべき施策を実 現するための事業 として重要である。 【指標】 ・データベース検 索のページビュ ー数：540 万ペー ジビュー以上 ・受入れから1年以 内公開達成率（戦 後期資料に	i)上記の考え方に 基づき、引き続きデ ータベース構築作 業等の業務の効率 化に努めつつ、戦後 期資料も含め、国内 外の多様な利用者 のニーズをよりよ く反映した情報の 提供を行い、利用者 層の拡大を図る。 また、データベー スの利用に係る利 便性の向上のため、 外部の意見を聴取 した上で、その結果 を可能なものから 反映させる。 ＜評価の視点＞ 国民一般及び関係諸国 民の利用を容易にし、相 互理解の促進に資すると ともに、利用者の拡充が 適切に図られているか。	・検索精度向上に向けた 取組の実施状況 ・リンクによる資料提供 機能の拡充の状況 ・アジ歴ニューズレター の発行回数及び登録者 数	・国内外の様々な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行うとともに、外部の意見を聴取しつつ、データベースの利用に係る利便性の向上に努め、利用者層の拡大を図った。データベース検索利用に係るページビュー数は、令和6年度は5,823,806件（数値目標比約108%）であった。 ・学習指導要領改訂やアクティブラーニング、学び直しへの関心の高まりを受けて、高校教育の現場における一次資料の活用方法の検討のため、複数の高校（私立進学校、私立大学付属校、公立校）において高校教員へのインタビューを実施した。 ・令和6年度中に3機関（国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所）から提供を受けた資料約26,000件（画像数計約39万画像）の公開に向けた作業を、令和6年度末までに完了し、全て公開した。新規公開の結果、令和6年度末現在の公開資料は約223万6千件、公開画像数は約3,359万画像となった。なお、これらの新規公開資料には、戦後資料（国立公文書館及び外務省外交史料館から提供された資料）も含まれる。 ・公開データの精度向上及びデータベースの信頼性向上のため、既公開目録データの解説補正作業（遡及点検）を行った。具体的には、公開データの件名表題、作成者名称、組織歴、履歴、内容に頻出する誤記・誤読事例を抽出することにより、計2,045件の目録データ修正を行った。 ・外部有識者の意見聴取 アジア歴史資料センター諮問委員会を2回（令和6年11月1日及び令和7年3月4日）開催した。令和6年11月1日の諮問委員会では、アジ歴の将来構想「アジ歴 Vision2030」（令和5年6月5日の諮問委員会での採択）の公開について了承され、ホームページ上で公開されることとなった。 ・アジア歴史資料センターデータ検証委員会を開催し（令和6年6月3日及び令和7年3月6日）、歴史用語に関する日英対訳集の作成作業の監修を行った。	り込んだ将来構想「アジ歴 Vision2030」についてホームページ上で公開した。 今年度の新たな取組として、アニメーションを用いたYouTube 動画「レミニス アジ歴～ハワイの日本語新聞「日布新聞」が伝える真珠湾攻撃への道」、「【レミニス アジ歴】「ハチ公」がつかない日米の子供たち～90 年前の外交文書から～」を公開し、国内だけでなく、動画に使用した資料の一部を所蔵するリンク提携先のスタンフォード大学フーヴァー研究所関係者からも好評を得た。 更に、社会科教員等向けの雑誌（『歴史地理教育』等）へ広告掲載を実施し、教員等への広報を促進させた。 以上、重要度：高とされた、アジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大する作業を適切かつ効率的に行いつつ、データベースの利用に係る利便性の向上に努めるなどの取組を適切に実施した上で、1972 年以降の外交資料の公開などの取組を実施したことにより総合的に所期の目標を達成したと認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ データベースの拡充及び国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、効果的・効率的な広報活動の実施に努める。また、データベースの利用に係る利便性の向上に引き続き取り組む。	また、新規ウェブコンテンツによるコンテンツの充実を行うなど、多様な利用者に対し、ニーズを反映した情報提供を行っていることも評価できる。 以上のような実績により、アジア歴史資料センターにおける事業の推進について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、国内外の多様な利用者のニーズを反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い、利用者層の拡大等を図るとともにデータベース利用に係る利便性の向上に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	---	---	--	---

	関する画像を含む。) : 100% ・公開データの解読補正作業 : 2,000 件以上	画 像 を 含 む。) 100% 公開データの解読補正作業 2,000 件以上実施				
	ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高めること。	ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高める。		・オンラインセミナーの実施 一般向けのオンライン形式の公開セミナーを実施した（令和 6 年 7 月 5 日及び令和 6 年 8 月 6 日）。セミナーの動画は開催後にアジ歴の YouTube チャンネルでも公開した。 ・公開史料の対象時期の延伸 1972 年以降の外交史料で外務省がすでに公開している「外交記録公開」の史料について、アジ歴のデジタルアーカイブで掲載していく方針 を踏まえ、前年度に続き、令和 6 年度においても、外交史料館提供の戦後外交記録（2,270 件、84,270 画像）を公開した。 ・新規ウェブコンテンツ（動画）の制作・公開 令和 6 年 12 月 8 日、YouTube 動画「レミニス アジ歴～ハワイの日本語新聞「日布新聞」が伝える真珠湾攻撃への道」を公開した。令和 7 年 3 月 8 日、「【レミニス アジ歴】「ハチ公」が見つないだ日米の子供たち～90 年前の外交文書から～」を公開した。 ・リンク提携機関との連携に関し、既存のリンク提携機関の一つであるスタンフォード大学フーヴァー研究所が所蔵する公開の朝鮮新聞について、アジア歴史資料センターのデータベースへの追加作業を進めた。その他、山口大学図書館が所蔵する公開資料について、アジア歴史資料センターのデータベースへの追加作業を進めた。 ・広報活動の展開 ①雑誌への広告掲載 社会科教員等向け雑誌『歴史地理教育』（2025 年 3 月増刊号）へ広告を掲載した。その他、一般向け歴史雑誌『歴史街道』（2024 年 8 月号）へ広告を掲載した。 ②ニューズレターの発行 ニューズレターを 3 回発行した。第 44 号（2024 年 7 月 30 日発行）では、「特集（1）新札発行記念 アジ歴資料にみる新札の「顔」」、「特集（2）1964 年東京オリンピック 60 周年記念 アジ歴資料にみる「東京オリンピック」等を掲載した。第 45 号（2024 年 12 月 26 日発行）では、「特集 外務省提供の「戦		

				後外交記録」の紹介（１）」等を掲載した。第 46 号（2025 年 3 月 19 日発行）では、「特集 日清戦争 130 周年」等を掲載した（なお、ニューズレターは、バックナンバーを含め、ホームページ上で公開している）。 ③ 海外機関関係者の来訪対応 国際公文書館東アジア地域支部（EASTICA）セミナーにおいてアジア歴史資料センター次長が講演を行った（令和 6 年 11 月 12 日）。 韓国国家記録院等関係者（令和 6 年 11 月 11 日）、韓国大統領アーカイブ関係者（令和 6 年 11 月 20 日）、中国社会科学院関係者（令和 6 年 12 月 17 日）、オランダ国立公文書関係者（令和 7 年 3 月 18 日）が来訪し、公文書のデジタル化等について意見交換を行った。 ④ 教育・研究機関における広報活動 大学等への講師派遣等を実施した（法政大学（11 月 5 日）、東北大学（11 月 14 日）、東京大学（12 月 11 日）（オンライン形式）、国立国会図書館関西館主催アジア情報関係機関懇談会（令和 7 年 3 月 7 日））。 国立公文書館が主催する講座「アーカイブズ研修Ⅰ」において、公務員等に対し、アジア歴史資料センターの取組みを紹介する講演を行った（令和 6 年 8 月 23 日）。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費及び事業費 総額	－	－	－	－	－	－	－	削減額・削減率はいずれも決算ベースである。
	削減額（百万円）	－	－	△26	△26	△26	△24	△24	
	削減率（%削減）	－	－	－	－	－	－	－	
	（実績値）	－	－	△2.1	△2.1	△2.1	△2.0	△2.0	
	競争性のない随意契約 件数	－	－	5件	5件	7件	7件	7件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(1) 公文書管理法に基づき、館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めること。	(1) 館に求められる役割や業務を適切かつ効率的に行う上で、真に必要とする体制を検討するとともに、国立国会図書館等との連携、外部委託や賃金職員の活用、D Xによる省人化を踏まえた業務の見直しの検討等による事務事業の効率化・合理化について、不断の改善を進める。	<主な定量的指標> ・なし <その他の指標> ・効率化、合理化による見直し ・競争性のない随意契約件数 ・決算額における一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額の削減額・削減率 ・人事院勧告等を踏まえた給与の見直し ・セキュリティ対策の推進状況	<主要な業務実績> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。」とされている。令和 6 年度には、デジタル技術活用等の取組として、資料管理・受入れ・利用等業務全体についてデジタル化を図るため、保存資料の管理、資料のステータス管理、受入れ・目録作成、利用等に関する業務フローの分析・課題検証、業務量調査を行い、その結果に基づき、業務モデルの策定に向けた取組を行った。また、経費の低減及び一般競争入札への参加促進を目的とし、複数年契約を 13 件（複数年契約締結後、仕様書変更等により契約期間の変更が生じたため最終的な実績は 8 件）実施し、経費の低減を図った。こうした業務の効	<評定と根拠> 評定：B 業務運営の効率化については、従来単年度契約を行っていた案件について、複数年契約に移行を行う等の取組により、一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比 2.0％の減となった。 また、「令和 6 年度独立行政法人国立公文書 館調達等合理化計画」（令和 6 年 7 月 1 日）に基づき、一般競争入札等を実施し、真に競争性が確保されているか、契約監視委員会を開催して、点検・検証した。 情報セキュリティ対策の推進については、セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（令和 6 年度）」を策定し、情報セキュリティ対策を進めた。さらに、N I S C のマネジメント監査等の指摘事項に対応するとともに、全ての職員を対象に情報セキュリティ研修及び自己診断テストを行い、適切に対応した。 国立公文書館 L A N システムについて、セキュリティの強化	評定	B <評定に至った理由> 従来単年度契約を行っていた案件を複数年契約に移行する取組を行うとともに、引き続き業務運営の効率化、経費削減、契約の適正化に取り組んでおり、一般管理費及び事業費の総額について、前年度比 2％を削減していることは評価できる。 「令和 6 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画」（令和 6 年 7 月 1 日）に基づき、契約監視委員会の開催により点検・検証を行うなど、

			率化に、継続して取り組む。	を図りつつ安定的な運用を行った。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に基づき、館のPMO体制において情報システムの適切な整備及び管理を行った。 また、総務省独立行政法人評価制度委員会において、DX推進に向けた取組について調査を受け、当館のデジタル統括アドバイザー外部委託を含む、館のPMO体制について事例報告を行った。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。	契約の適正化の推進が図られている。 情報セキュリティ対策について、全ての役職員を対象に情報セキュリティ研修及び自己点検を行うなど適切に取り組んでいる。 また、国立公文書館のセキュリティ管理やPMO体制の整備でも、デジタル人材の育成に向けてデジタル庁が行うセキュリティ研修等に積極的に参加している。 以上のような実績により、業務運営の効率化に関する事項について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。
		<評価の視点> 効率的・合理的な業務運営、経費削減等が行われているか。	・一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比2.0%の減となった。	<課題と対応> 引き続き、効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、業務運営の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めるとともに契約の適正化に取り組むこと。
			・国家公務員の給与法改正に合わせ、独立行政法人国立公文書館職員給与規程（平成13年4月1日規程第2号）等の改正を行った。		<その他事項> 特になし。
			・「令和6年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画」（令和6年7月1日）」に基づき、重点的に取り組む分野として、少額随意契約のうち物品の購入及び印刷製本についてオープンカウンター方式での調達を引き続き行い、経費の削減を図った（令和6年度においては22件実施）。 ・競争性確保の観点から、入札説明書（仕様書含む。）の電子媒体による交付を引き続き行い、業者の参入を促した。 ・競争性のない随意契約の件数は、令和5年度7件に対して、令和6年度も同数の7件となった。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募の件数は、令和5年度10件に対して、令和6年度は20件となった。 ・令和6年6月に令和5年度調達に係る契約監視委員会を開催し、契約案件についての館からの詳細説明、委員による評価が行われた。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。現時点においては調達件数が少なく、その規模も小さいことから、共同調達の実施には至っていないが、備品及び消耗品のオープンカウンター方式や一般競争入札による調達を徹底する等の取組を通じ、コストの削減の他、全体の業務の効率化・最適化を図っている。今後も引き続き、他法人の実施状況も参考にしながら、業務の効率		

			化・最適化に取り組んでいく。		
(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年度版）に準じた「独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー」（平成30年2月1日館長決定。以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（令和6年度）」を策定し、情報セキュリティ対策を進めた。 ・令和6年度内閣サイバーセキュリティセンターによるマネジメント監査及びペネトレーションテストの実施に適切に対応した。 ・館の職員全体の情報セキュリティ意識の向上を図るため、全ての職員を対象に、情報セキュリティ研修を行った（役職員向け：12/5実施、一般職員向け：動画配信によるeラーニングにより実施〔1/10～1/31配信〕）。 ・また、情報セキュリティ対策の自己点検計画に基づき、全ての職員を対象に、自己点検を行い、点検結果について集計し評価を行った。		
(6) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	(6) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。		・「国立公文書館ポートフォリオ・マネジメント・オフィスの設置について」（令和4年6月30日館長決定）に基づき、PMOにおいて館の情報システムの整備及び管理を適切に行った。なお、PMO業務に関する専門的な事項について、必要な支援・助言等を行うデジタル統括アドバイザーを外部委託し、必要に応じた助言を得た。 ・総務省独立行政法人評価制度委員会において、各法人の業務運営の改善に資するよう、各法人の取組事例について調査公開している。これに当たり、DX推進に向けた取組について調査を受け、当館のデジタル統括アドバイザー外部委託を含む、館のPMO体制について事例報告を行った。 ・館のデジタル業務等に対応するデジタル人材の育成に向けて、デジタル関係業務に従事する者を中心に、デジタル庁が行う情報システム統一研修及びNISC主催のセキュリティ研修等に積極的に参加した。 （主な参加実績：デジタル庁情報システム統一研修（延べ23名）、NISC CSIRT研修及び勉強会等（延べ4名）） ・デジタル統括アドバイザーが助言を行うPMO業務と一体的に検討する体制を整え、館のシステム全体の整備に関する中長期的な計画について、国の指針、新館開館を踏まえた各システムの構築時期や技術的な特徴、効率的なシステム整備の観点から調査検討を行い、「新館開館に向けた		

				システム整備に関する全体計画」を策定した（令和7年3月31日）。		
--	--	--	--	----------------------------------	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等） （目標値）	各年度目標値を設定	－	400 万円以上	400 万円以上	400 万円以上	300 万円以上	400 万円以上	
	（実績値）	－	－	76 万円	116 万円	328 万円	355 万円	398 万円	
	事業収入（上記を含む全体額）	－	－	2, 101 万円	2, 354 万円	2, 272 万円	1, 942 万円	1, 585 万円	決算ベース

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	
	(1) 「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、物販の更なる促進及び所蔵する公文書資料等を活用した新たな収入増加の方策の検討を行い、事業収入の増加に引き続き取り組むこと。 【指標】 ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を	3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画別紙のとおり。 なお、物販の更なる促進及び所蔵する公文書資料等を活用した新たな収入増加の方策の検討を行い、事業収入の増加に引き続き取り組む。 数値目標：事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償	＜主な定量的指標＞ ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）：400 万円以上 ＜その他の指標＞ ・なし ＜評価の視点＞ 所蔵する公文書資料等の活用により、自己収入等の増加に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は、約 398 万円（数値目標比約 99%）となった。また、写しの交付及び友の会収入を含む事業収入の全体額は、1,585 万円となった。 ・令和 5 年度は、以下の取組により自己収入の増加を図った。 ①令和 6 年度第 1 回特別展・第 2 回特別展の開催にあわせて新たなオリジナル商品（図録「夢みる光源氏」及び「お札に描かれた人物」、一筆箋「小野小町」、テーブルマット「紫式部日記画卷」）を制作し、販売した。また、新しい商品を制作するにあたって、他機関で扱っている商品の調査や、館職員に対するアンケート調査の結果を踏まえて、これまで商品構成になかったトートバッグとマスキングテープを制作し、過去に販売して好評であったオリジナル商品（図録「日本国憲法」）を復刻するとともに、ショップサインを設置することで、事業収入の増加に努めた。その結果、オリジナル商品の売上額は、前年度比 112% となった。 ② 事業収入拡大に関する取組として、一般財団法人歴史民俗博物	＜評定と根拠＞ 評定：B 新たなオリジナル商品の企画・販売のほか、他機関での販路拡大等に取り組み、さらに SNS でオリジナルグッズを紹介するなどして、自己収入の増加を図った。 これらの取組を通じて、事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は約 398 万円となり、数値目標比約 99% となった。 計画的に新商品の開発に注力したグッズが好評を博し、自主的な努力を行い、自己収入の増加に努めたことから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、所蔵する公文書資料等を活用して自己収入の増に取り組む。	評定	B
		＜評定に至った理由＞ 事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は 398 万円（数値目標比約 99%）とわずかに数値目標に達していないが、前年度比では約 112% となっている。また、新たなオリジナル商品を企画・販売し、SNS でオリジナル商品を紹介するなど、自主的な努力を行い、収入の増加に努めている。 以上のような実績により、財務内容の改善に関す					

	除く有償頒布等）： 400 万円以上	頒布等）400 万円以上	館振興会に加え、セブン・イレブン中央合同庁舎 8 号館店において引き続き商品を取扱い、研修会場におけるオリジナル商品の出張販売を継続して行った。さらに SNS でオリジナル商品を紹介するなど、多様な販売機会をとらえるための取組を実施した。 <table><tr><th colspan="6">物販実績</th></tr><tr><th></th><th>令和 2 年 度</th><th>令和 3 年 度</th><th>令和 4 年 度</th><th>令和 5 年 度</th><th>令和 6 年 度</th></tr><tr><td>絵葉書</td><td>184, 900円</td><td>226, 480円</td><td>326, 780円</td><td>408, 760円</td><td>405, 680円</td></tr><tr><td>クリアファ イル</td><td>223, 080円</td><td>450, 590円</td><td>1, 176, 900 円</td><td>1, 390, 200 円</td><td>1, 043, 600 円</td></tr><tr><td>特別展図 録・雑誌等</td><td>176, 370円</td><td>255, 900円</td><td>934, 600円</td><td>1, 095, 200 円</td><td>1, 799, 600 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>128, 820円</td><td>183, 450円</td><td>817, 310円</td><td>495, 790円</td><td>458, 810円</td></tr><tr><td>他機関での 販売</td><td>45, 820円</td><td>44, 620円</td><td>22, 120円</td><td>158, 000円</td><td>273, 340円</td></tr><tr><td>合計</td><td>758, 990円</td><td>1, 161, 040 円</td><td>3, 277, 710 円</td><td>3, 547, 950 円</td><td>3, 981, 030 円</td></tr></table>	物販実績							令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	絵葉書	184, 900円	226, 480円	326, 780円	408, 760円	405, 680円	クリアファ イル	223, 080円	450, 590円	1, 176, 900 円	1, 390, 200 円	1, 043, 600 円	特別展図 録・雑誌等	176, 370円	255, 900円	934, 600円	1, 095, 200 円	1, 799, 600 円	その他	128, 820円	183, 450円	817, 310円	495, 790円	458, 810円	他機関での 販売	45, 820円	44, 620円	22, 120円	158, 000円	273, 340円	合計	758, 990円	1, 161, 040 円	3, 277, 710 円	3, 547, 950 円	3, 981, 030 円	る事項について、数値目標にはわずかに達していないものの自主的な努力等を含めれば事業計画における所期の目標を達成していると認められることから B と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、所蔵する歴史公文書等を活用し、商品の企画・販売に関して工夫を行うなど、事業収入の増加に取り組むほか、物販以外の事業収入確保の方策についても検討すること。 <その他事項> 特になし。
	物販実績																																																			
		令和 2 年 度		令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度																																													
絵葉書	184, 900円	226, 480円	326, 780円	408, 760円	405, 680円																																															
クリアファ イル	223, 080円	450, 590円	1, 176, 900 円	1, 390, 200 円	1, 043, 600 円																																															
特別展図 録・雑誌等	176, 370円	255, 900円	934, 600円	1, 095, 200 円	1, 799, 600 円																																															
その他	128, 820円	183, 450円	817, 310円	495, 790円	458, 810円																																															
他機関での 販売	45, 820円	44, 620円	22, 120円	158, 000円	273, 340円																																															
合計	758, 990円	1, 161, 040 円	3, 277, 710 円	3, 547, 950 円	3, 981, 030 円																																															
	4．短期借入金の限度額	・実績なし																																																		
	短期借入金の限度額は、1 億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。																																																			
(2) 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保	5．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	・実績なし																																																		
	その見込みはない。		6．5 に規定する財産																																																	

	有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 その見込みはない。				
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID 000248 行政事業レビューシート予算事業 ID 000249

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	館職員の研修等への延べ参加者数（目標値）	令和元年度まで目標値を設定	－	－	－	－	－	－	
	（実績値）	－	－	54 人	73 人	94 人	99 人	150 人	
	各期末職員数（定員）	－	－	65 人	68 人	70 人	71 人	91 人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
						評定	B
		7. その他内閣府令等で定める業務運営に関する事項 (1) 内閣府令で定める業務運営に関する事項 ① 施設・整備に関する計画 令和4年3月に策定した「独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び個別施設計画を踏まえ整備を適宜行う。	＜主な定量的指標＞ ・なし ＜その他の指標＞ ・館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数 ・年度目標期間を超える債務負担件数 ・各期末職員数（定員）	＜主要な業務実績＞ ・「独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）R3年度～R7年度」を踏まえ、予防保全を目的として、空調換気系設備の更新又は点検整備など（7件）を実施した。 また、不具合の発生による事後保全（修理作業）は、12件（昨年度は22件）実施した。内訳は、10件が施設関連（建物、衛生器具等）、2件が設備関連（電気、機械）であった。 ・昨年度に発生した不具合（文書へのカビ発生）の対策として、専用書庫内の温湿度に係る空調換気系設備の運転方法を見直し、文書保存環境を適正に維持した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 当館において所有・管理する施設及び設備の機能・性能を維持する上で必要な整備等を再検討し、計画どおり実行した。 「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」に従い内閣府が推進する各種業務に関し、内閣府と連携協力した。また、内閣府が行う新たな国立公文書館の展示・運営の在り方に関する調査検討の一環として、施設見学への参加やヒアリングに同席し、専門的立場から積極的に発言を行った。また、展示構成・コンセプト、取り上げるテーマやコンテンツ、展示資料等について内閣府及び展示基本設計検討業務の受託業者と協力して検討した。 人事に関して、館職員延べ150人を研修等に参加させ、知識及びスキルの向上を図り、人材育成を進めた。また、館では、「ア	＜評定に至った理由＞ 職員の知識及びスキルの向上を図るため、館職員延べ150名を国立公文書館及び外部機関が実施する研修等に参加させ、人材育成を進めている。 新たな国立公文書館（以下「新館」という。）の開館準備に関して、内閣府が推進する調査検討等の各種業務に協力を行っている。また、新館開館に向けて、人材の確保など必要な体制整備にも取り組んでいる。 職場環境の整備について、超過勤務時間縮減、休暇取得の促進、テレワークや	
		② 人事に関する計画 職員を館及び国内外の公文書館を含むその他機関が実施する研修等に積極的に参加させ、知識・スキルの向上を図る等人材育成を進めるとともに、新館の開館を見据え、トップマネジメントの	＜評価の視点＞ 内閣府令で定める業務運営に関する事項について、適切な業務運営がなされているか。 内閣府が行う新館関係業務に協力し、北の丸本館、つく	・館及び外部機関が実施する研修等に、館職員延べ150人を参加させるとともに、館内において職員の階層別の研修等を実施し延べ136人が参加するなど、職員の知識・スキルの向上を図り、人材育成を進めた。 ・館では、「アーキビストの職務基準書（平成30年12月版）」が示す専門的人材としての知識・技能等を要件としつつ、館において専門的業務を担う職員である公文書館専門職員（常勤）及び公文書専門員（非常勤）の採用を行ってきたところ			

		下、人材の確保及び育成に関する方針に基づく取組を実施する。	ば分館の機能転換のための改修及び書庫確保等の検討及び着手を行ったか。	であり、このうち公文書館専門職員については、公募とともに公文書専門員からの内部登用も行ってきたところである。 ・加えて、永久保存義務のある特定歴史公文書等の修復のための、技能職の採用や、新館開館に向けて、事務官の拡充を図る観点から国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者からの採用等も実施している。 ・以上について、令和６年度には、上記の採用活動を実施し、次のとおり内定した。 館において専門的業務を担う公文書館専門職員及び公文書専門員：４名 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者：２名（うち１名は、令和６年１０月１日付けで採用） 技術技能職（修復係）：１名（令和６年１０月１日付けで採用） 任期付職員：１名（令和６年１０月１日付けで採用） ・上記の採用活動において、当館の求める人材を確保するため、公文書館専門職員の公募に伴う業務説明会の開催、国家公務員試験受験者等を対象とした業務説明会の開催、人事院主催イベントへの積極的な参加（官庁ＥＸＰＯ、官庁オープンツアー等）、採用案内パンフレットの作成等の取組を実施した。 ・職員数が増加する中でも、一人一人の職員の能力・業績を、きめ細かく的確に把握した上で、適正な評価を実施できるようにすることで、各職員の成長や職場のパフォーマンス向上につなげるとともに、課長補佐級の職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図り、次世代の幹部候補者の育成につなげる観点から、人事評価実施規程の見直しを実施した。	一キビストの職務基準書（平成３０年１２月版）」が示す専門的人材としての知識・技能等を要件としつつ、館において専門的業務を担う職員である公文書館専門職員（常勤）及び公文書専門員（非常勤）の採用を行ってきたところであり、このうち公文書館専門職員については、公募とともに公文書専門員からの内部登用も行ってきたところである。 加えて、永久保存義務のある特定歴史公文書等の修復のための、技能職の採用や、新館開館に向けて、事務官の拡充を図る観点から国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者からの採用等の採用も実施している。 以上について、令和６年度には、上記の採用活動を実施し、８名内定した。 内部統制の推進として、各規程等に基づく監査や、年度目標等に定める事務・事業の上半期終了時点の進捗状況調査を実施した。 さらに、職場環境の整備については、ワークライフバランスの啓発に努め、職員の超過勤務時間削減に取り組んだ。 休暇取得率（取得日数/当該年度付与日数）については、約６０．８％であった。また、計画的な年次休暇の取得を促すとともに、各職員の休暇取得状況を確認し、休暇取得が芳しくない職員には所属している各課室等の長から個別に連絡を行うなど、休暇取得の促進及に取り組んだ。 昨年度に引き続き、テレワークの定着、及び時差通勤の推奨を行ったほか、国立公文書館ＬＡＮシステムによるテレワークを推進した。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Ｂと評価する。 <課題と対応> 引き続き、内閣府令で定める業務運営に関する事項について取組を行う。	時差出勤等多様な働き方の推進を実施している。 以上のような実績により、その他業務運営に関する重要事項について、事業計画における所期の目標を達成していると認められることからＢと評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、新館開館に向けた準備業務に積極的に参加・協力し、また新館を見据えた計画的な人材の確保、育成を図るなど、重要事項に取り組むこと。 <その他事項> 特になし。
	③ 年度目標期間を超える債務負担	年度目標期間中の館の業務を効率的に実施するために締結した契約について、年度目標期間を超える債務を負担する。		・年度目標期間を超える債務負担数は、８件であった。		
	④ 事業年度終了時の積立金の使途	国立公文書館法第１２条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣の承認を受けた金額は、同法第１１条第１項に規		・前期積立金は、国立公文書館法第１２条第３項に基づき２９，７４４，１４３円を国庫に納付した。また、当期の損益計算において生じた利益による積立金については、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を受けた額を除き国庫に納付する。		

		定する業務の運営の使途に充てることとする。				
	(1) 体制の整備 公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組むこと。	(2) 年度目標で定めるその他業務運営に関する重要事項 ① 体制の整備 歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組む。		・新館に向けて、多様な人材の確保のため、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を、令和6年4月1日付けで3名、令和6年10月1日付けで1名を採用した。 ・当館職員に求められる人材像や人材育成の基本的な取組方針等を示すことにより、今後の当館を支える人材の計画的かつ効果的な育成を図るため、国立公文書館における人材育成方針策定に係る調査業務を外部委託により実施し、人材育成方針案を作成した。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、法の施行状況や立法府、司法府との関係等も踏まえつつ、組織の在り方について幅広く検討を行う。」とされていることに関し、組織の在り方については、「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」（平成28年3月23日 公文書管理委員会）において、「今後の国立公文書館に求められる機能・施設の在り方について『基本構想』が議論されているところであるが、本報告書で提言する見直しと相まって、公文書管理制度の更なる充実につながる方向性が示されることが期待される」等とされ、また、「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」（平成28年3月31日 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）においては、「独立行政法人であることによる制度上の顕著な問題点は見受けられない」、「引き続き、独立行政法人としての制度の利点を活かしつつ、国立公文書館として求められる機能を果たし得るよう、必要に応じて運用等の改善を図っていくべきである」等とされたところ。これらの見直し結果に基づいた取組みは今後も必要に応じて適宜行っていく。 ・なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）への対応状況に関し、「立法府、司法府からの文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた負担の均衡を踏まえた体制の整備を検討する」とある部分について、「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」（令和5年5月最高裁判所事務総局）において、現在移管されている民事事件の記録に加えて、「家事、少年という事件種別を問わず」移管の拡大が考えられる旨記載されており、今後移管量が拡大する可能性がある。最高裁判所に		

			における検討を注視しつつ、必要に応じて体制の整備を検討する。		
(2) 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組 令和5年度中目途で策定予定の政府の「新国立公文書館展示基本計画」等を踏まえ、新館開館に向け必要な検討や取組を進めるとともに、内閣府が行う新館の運営の在り方の検討に積極的に協力すること。	② 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組 令和5年度中目途で策定予定の政府の「新国立公文書館展示基本計画」等を踏まえ、新館開館に向け必要な検討や取組を進めるとともに、内閣府が行う新館の運営の在り方の検討に積極的に協力する。		「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」（平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定）にしたがい内閣府が推進する各種業務に関し、内閣府と連携協力しながら、以下の対応を行った。 ・会議出席 ①「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟総会」（第24回総会：令和7年3月25日）に出席し、新たな施設の整備を契機として検討すべき課題とその進捗状況について報告した。 ②「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」（以下「在り方検討会」という。）（第13回：令和7年3月3日） 内閣府より新国立公文書館展示基本設計（案）について報告された。 ・調査検討の協力 内閣府が行う新たな国立公文書館の展示・運営の在り方に関する調査検討の一環として、以下の施設見学への参加やヒアリングに同席し、専門的立場から積極的に発言を行った。 ドイツ連邦公文書館コブレンツ本部、ラシュタット館（自由独立運動記念館）（10月7日～8日） スペイン王国国立歴史公文書館（10月9日） スペイン王国シマンカス総合古文書館（10月9日） フィンランド共和国国立公文書館ヘルシンキ本館、ミッケリ支部（10月11日） ・新国立公文書館展示基本設計検討の協力 内閣府における「新国立公文書館展示基本計画」（令和6年3月26日内閣府特命担当大臣決定）に基づいた展示基本設計の検討について、展示構成・コンセプト、取り上げるテーマやコンテンツ、展示資料等について内閣府及び展示基本設計検討業務の受託業者と協力して検討した。 ・内閣府が開催する新館展示の検討に係る会議（合計20回程度開催）において、新館のシンボル展示や常設展示に係るハード面・ソフト面等の議論に参加した。 ・書庫確保については、「1－1－3 保存に関する措置」参照。		
(3) 内部統制の適切な実施 国立公文書館法又	③ 内部統制の適切な実施 国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業		・令和5年度の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書を対象とした監事監査は、令和6年3月から4月にかけて業務担当者へのヒアリング及び現地・現場への実地監査が行われ		

	は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの実施を徹底し、適正な法人文書管理に取り組むこととし、決裁手続についても適正な取扱いを行い、内部統制を適切に実施すること。	務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの実施を徹底し、適正な法人文書管理に取り組むこととし、決裁手続についても適正な取扱いを行い、内部統制を適切に実施する。		た。とりまとめられた同監査報告は、令和6年6月17日付けで館長へ通知された。 ・以下の規程等に基づく監査を実施し、各規程等に定める責任者へ報告を行った。いずれにおいても不適切な事案は確認されなかった。 ① 独立行政法人国立公文書館法人文書管理規則（平成23年3月24日規程第8号） ② 独立行政法人国立公文書館の保有する法人文書に係る個人情報管理規程（平成17年3月25日規程第5号） ③ 独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー（平成30年2月1日館長決定） ・年度目標及び事業計画に定める事務・事業の上半期終了時点の進捗状況調査によりモニタリングを実施した。		
	(4) 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進、男性の育児休業の取得促進等職場環境の整備・構築を図ること。また、テレワークを始めとする働き方改革の推進に取り組むこと。	④ 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進、男性の育児休業の取得促進等職場環境の整備・構築を図る。また、テレワークを始めとする働き方改革の推進に取り組む。		・職場環境の整備・構築を図るため、以下を実施した。 ① 毎月、課室等の長が課内の職員の超過勤務を把握し、負担が1人の職員に集中しないようにし、超過勤務時間縮減に取り組んだ。 ② ワークライフバランスの意義を周知し、業務を計画的に進めた結果、休暇取得率（取得日数/当該年度付与日数）については、約60%となった。 ③ 令和6年度における育児休業取得者は6人であった。また、育児に関する休暇取得者は12人、うち7人は男性による取得となった。 ④ 計画的な年次休暇の取得を促すとともに、各職員の休暇取得状況を確認し、休暇取得が芳しくない職員には、所属している各課室等の長から個別に連絡を行うなど、職員の休暇取得促進に取り組んだ。 ⑤ テレワーク（「国立公文書館におけるデジタル化による働き方改革の推進に向けて」（令和2年10月29日幹部会決定）に基づく）、時差出勤等の実施により、多様な働き方の取組みを推進した。 ⑥ 「国立公文書館におけるデジタル化による働き方改革の推進に向けて」（令和2年10月29日幹部会決定）に基づき、国立公文書館LANシステムによるテレワークを推進した。		
	(5) 館の職員の育成 職員を館及び国内外の公文書館その他	上記、(1)②に記載。		上記、(1)②に記載。		

	の機関が実施する研修等に積極的に参加させ、資質の向上を図るなど人材育成を進めるとともに、新館の開館を見据え、トップマネジメントの下、人材の確保及び育成に関する方針に基づく取組を実施すること。					
	(6) 女性活躍の推進 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画の着実な実行を通じ、女性職員の積極的な採用、キャリア形成支援を含む人材育成及び登用を計画的に推進するとともに、地方も含めた公文書館等における女性活躍の推進に資するよう、館における女性活躍の取組や女性の活躍事例等について、積極的に対外発信すること。	⑤ 女性活躍の推進 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の着実な実行を通じ、女性職員の積極的な採用、キャリア形成支援を含む人材育成及び登用を計画的に推進するとともに、地方も含めた公文書館等における女性活躍の推進に資するよう、館における女性活躍の取組や女性の活躍事例等について、積極的に対外発信する。		・女性の職業生活における活躍の推薦に関する法律に基づき、令和6年8月に令和5年度の公表を行った。また、「国立公文書館ニュース」(第40号)及び「アーカイブズ」(第92, 94, 95号)に当館女性職員のコラム等を掲載するなど、積極的に対外発信を実施。		
	(7) 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施すること。	⑥ 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。		・国立公文書館温室効果ガス排出削減にむけた施設設備検討業務を行った。		

4. その他参考情報
・特になし